

平成15年厚岸町議会第2回定例会会議録		
招 集 期 日	平成15年6月23日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成15年6月23日 午前10時00分
	延 会	平成15年6月23日 午後 4時50分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	鹿 野 昇	○
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 18名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	教育長	富澤泰
助役	大沼隆	教委管理課長	柿崎修一
収入役	黒田庄司	教委生涯	松浦正之
総務課長	田辺正保	学習課長	
行財政課長	斉藤健一	監査事務局長	阿野幸男
まちづくり	福田美樹夫	農委事務局長	藤田稔
推進課長		教委体育	大野繁嗣
税務課長	大野榮司	振興課長	
町民課長	久保一将	教委指導室長	大場和典
保健福祉課長	大平裕一	水道課長	山崎国雄
環境政策課長	松澤武夫	病院事務長	古川福一
農政課長	西野清	特別養護老人	藤田稔
水産課長	大崎広也	ホーム施設長	
商工観光課長	高根行晴	デイサービス	玉田勝幸
建設課長	北村誠	センター施設長	
監査委員	今村實	水産課長補佐	常谷智晴

1. 会議録署名議員

1 番	室崎正之		
2 番	安達由圃		

1. 会 期

6月23日から6月26日までの4日間(休会なし)

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末

別紙のとおり

- 議長 | ただいまより平成15年厚岸町議会第2回定例会を開会いたします。
開会時刻 10時00分
- 議長 | 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長 | 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番室崎議員、2番安達議員を指名いたします。
- 議長 | 日程第2、議会運営委員会報告書を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
9番、松岡委員長。
- 9番 | 去る6月19日に議会運営委員会を開会いたしまして、第2回定例会の議事運営について、諸般報告並びに行政報告、行政報告は教育行政報告であります、例月出納検査報告を審議いたしました。
2番目に、各委員会から予定されている案件として、各常任委員会並びに議会運営委員会の継続調査の申出書が提出されております。
議会提出の案件につきましては、厚岸町議会広報特別委員会の設置について、審査方法は、本会議において審査することにいたしますが、本会議を一たん休憩いたしまして議員協議会においてご相談申し上げたいと、このようなことでございます。
次に、議員の派遣についてでございますが、議員研修会、道東議員研修会あるいは管内議長会主催の議員研修会等についての派遣について、議員提案として提案いたします。
次に、町長提案の議案でございますが、報告第8号から11号まで4件、これは土地開発公社ほかの経営内容の報告でございます。
次に、議案53号から56号までは、工事契約が1件、一般議案が3件でございます。57号から65号までは条例の制定9件でございます。
以上、上記17件については、本会議において審査することにいたしました。
次に、66号から70号の平成15年度の各会計の補正予算でございますが、各会計補

正予算審査特別委員会を設置し、これに付託することにいたしました。

次に、一般質問でございますが、8名の議員から提出されております。

次に、会期でございますが、本日より25日までの3日間を会期といたすことにいたしました。

次に、要望意見書でございますが、管内議長会から要請のありました「三位一体の改革」の早期実現に関する要望意見書が副議長、室崎議員より提出されておりますので、これを審査することにいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長の報告にありましたとおり、本日から25日までの3日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から25日までの3日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

議長 日程第4、この際、諸般の報告を行います。

まず、本定例会に提出され受理されております議案等は、別紙付議事件のとおりでありますので、ご了承を願います。

次に、平成15年3月6日開会の第1回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、5月30日に釧路市で開催された平成15年度釧路地方総合開発促進期成会定例会並びに6月11日、札幌市で開催された北海道町村議会議長会第54回定例会、北海道石炭町村議会議長連絡協議会臨時総会及び北海道離島振興町村議長会協議会に私が出席いたしました。

この際、議員の皆様申し上げます。関係資料を別途、議員控室に備えることにしておりますので、ご了承をいただきますとともに、後ほど閲覧をしご参考に供していただきたいと思います。

以上で諸般報告といたします。

議 長 日程第5、教育長から行政報告を求められておりますので、これを許したいと思
います。

教育長。

教 育 長 皆さん、おはようございます。

私の方から、学校給食を原因とする食中毒事件にかかわっての損害賠償問題が全
面解決し、終結の段階に至りましたので、この点につきまして行政報告させてい
たできます。

教育委員会といたしましては、入・通院を余儀なくされました児童・生徒の保護
者と早期の示談成立に向けて話し合いを進めてまいりましたが、5月8日開催の第
1回臨時議会議決時点において713名との示談が成立し、その後、未成立の方々
とも交渉を重ね、最終的に6月2日までに仮示談が成立いたしました。本定例会に損
害賠償の額を定めることについての議案を提出いたしておりますが、本議案をもっ
て、損害賠償問題はすべて解決の運びとなりました。

損害賠償の最終的な人数と賠償額について申し上げます。

児童・生徒が588名、教職員が35名、二次感染者が94名の全体で717名、787
万9,639円の賠償額になります。賠償額の内訳であります。治療費総額が65万
3,639円、見舞金総額が683万6,000円、休業補償総額で39万円となっております。

このほか日本体育・学校健康センターから児童・生徒の保護者に支給される災害
共済給付金総額は190万2,068円であります。

以上の賠償金、災害給付金は、今回の議案提出分を除きすべて支払いを完了いた
しております。

発生からこれまで約5カ月間を要しましたが、この間、保護者の皆様にはご理解
をいただき、数度にわたり賠償金受け取り等に足を運んでいただくなど、お手数
をおかけいたしましたこと、お礼を申し上げる次第です。

また、これら治療費等損害賠償額については、ただいま説明いたしました賠償金

全額、株式会社前田食品工場加入の損害保険会社から町に納入いただくこととなります。

次に、食中毒の発生後に町が講じた緊急対策に要した経費は、給食の代替としての弁当代の給食費との差額分、約 230万円と、町職員が対策本部として対応した超過勤務手当等、約67万円であります。これらの経費について前田食品工場と負担について協議を行いました。町といたしましては、これらについて求償権があるものと判断いたしましたが、夜間から早朝に及んだ今回の事件については、全体像を予見することが非常に困難であったことを考慮し、230万円を同社が負担することで協議が整いましたので、本定例会に食中毒に関する和解についての議案を提出させていただきますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

最後に、本食中毒事件にかかわって責任の所在を明らかにするため、私を初め関係職員の処分を行いましたので、その内容を報告させていただきます。

本事件は、町内すべての小・中学校で発生、管内でも例のない大規模な食中毒事件となり、児童・生徒に苦痛と不安を与え、学校給食に対する信頼を損ねたことは、まことに遺憾であり、また、社会的影響も非常に大きなものがあることを考えればその責任は免れないとして、私、教育長は訓告、管理課長及び学校給食センター所長には、いずれも厳重注意の処分を6月20日付で行っております。

以上であります。懸案の損害賠償問題も終結の段階を迎えることになりました。議員各位にはこれまでいろいろな場面でご指導を賜りましたことについて、お礼を申し上げるとともに、教育委員会といたしましても、再びかかる事態を招くことのないように学校給食の衛生、品質管理面に万全を図ってまいりますことを申し添えまして、行政報告とさせていただきます。

議長 これより行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義をただす程度にとどめていただきます。

質疑ございませんか。

(なし)

議長 なければ行政報告に対する質疑を終わります。

議長 日程第6、例月出納検査報告を議題といたします。

本般、監査委員より別紙のとおり例月出納検査報告が出されております。ご参考
に供していただきたいと思ひます。

ここで、広報特別委員会設置にかかわる議員協議会を開催のため、本会議を休憩
いたします。 休憩時刻 10時14分

議長 本会議を再開いたします。 再開時刻 10時58分

議長 日程第7、発議案第4号 厚岸町議会広報特別委員会の設置についてを議題とい
たします。

職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読（朗読内容省略）

議長 提出者であります室崎議員より提案理由の説明を求めます。

1番、室崎議員。

1番 ただいま上程いただきました発議案第4号 厚岸町議会広報特別委員会の設置に
つきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

議会広報は、既に皆様ご承知のように、町住民に対して議会の活動内容を積極的
にお知らせし、そのことによって議会に関心を深めていただき、理解していただく
のが大きな理由となっております。

当議会は、平成3年5月に議会広報特別委員会を設置いたしまして、以来12年間
にわたり広報活動を行っております。発行部数も既に48号を数え、定例会ごとに発
行される議会だよりは、住民の間に定着しているものと考えるところであります。
このことから、今後におきましても引き続き広報発行を行い、住民の期待にこたえ
る議会活動を心がけていきたいと、そのように考える次第でございます。

特別委員会の具体的な活動内容につきましては、委員会設置後に選任された委員
によって検討されますが、議員各位におかれましては、特段のご理解をいただき、
ご賛同をお願い申し上げます。

以上、提案理由といたします。

議長 これより質疑を行います。

ございませんか。

(なし)

議 長	<p>なければ質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり決しました。</p> <p>それでは、委員の選考方法についてお諮りいたしますが、先ほど議員協議会を開催し、選考について協議いたしました結果、委員につきましては、議長、副議長に選考を一任するということになりましたので、それでいきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、委員につきましては、議長、副議長の手元で選考しましたので、発表いたします。</p> <p>委員には、南谷議員、中川議員、佐藤議員、菊池議員、佐齋議員、竹田議員、以上6名を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「もう一遍」の声あり）</p>
議 長	<p>南谷議員、中川議員、佐藤議員、菊池議員、佐齋議員、竹田議員、以上6名でございます。</p> <p>以上6名の委員を申し上げましたけれども、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、ただいま指名いたしました南谷議員、中川議員、佐藤議員、菊池議員、佐齋議員、竹田議員、以上6名の方を厚岸町議会広報特別委員会の委員に選任することに決しました。</p> <p>ただいま設置されました厚岸町議会広報特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">休憩時刻 10時58分</p>
議 長	<p>本会議を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">再開時刻 11時05分</p> <p>この際、諸般の報告を行います。</p>

休憩中に厚岸町議会広報特別委員会が開催され、委員長、副委員長の互選が行われました。その結果報告が議長の手元にまいりましたので、報告をいたします。

委員長には菊池委員、副委員長には佐藤委員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

議 長 日程第8、報告第8号 繰越明許費繰越計算書の報告について議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
行財政課長。

行 財 政 課 長 ただいま上程いただきました報告第8号 繰越明許費繰越計算書の報告について、その提案理由を説明させていただきます。

議案書の1ページをお開き願います。

この案件につきましては、さきの3月定例議会の平成14年度一般会計補正予算（4回目）の中で既に議決をいただきました繰越明許費につきまして、平成15年度へ繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成14年度厚岸町繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、別紙のとおり本議会におきまして報告をさせていただくものでございます。

2ページをお開きください。

平成14年度厚岸町繰越明許費繰越計算書（一般会計分）でありまして、7款土木費3項河川費、平成14年度に実施いたしました国の補正予算に係る河川調査事業、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業、国の委託事業費、翌年度繰越額として2,876万9,000円でございます。未収入特定財源、国より全額分でございます。2,876万9,000円を平成15年度に繰り越しをさせていただいたものでございます。

以上、報告第8号の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。
ございませんか。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長

日程第9、報告第9号 厚岸町土地開発公社経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

助役。

助 役

ただいま上程をいただきました報告第9号 厚岸町土地開発公社の経営状況の報告について、その内容をご説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、厚岸町土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出させていただくものでございます。

この内容につきましては、平成14年度の事業報告並びに決算と平成15年度の予算であります。

別紙、厚岸町土地開発公社経営状況説明書の1ページをお開き願います。

まず、平成14年度の厚岸町土地開発公社事業報告から説明を申し上げます。

総括事項でございますが、平成14年度における当公社の業務の運営は、土地の取得業務、処分業務ともにございませんでしたが、今後におきましても町の計画にあわせて土地先行取得などを行うとともに、町財政の厳しい状況の中、当公社業務の運営などにご理解をいただき、平成10年度までに取得しました用地につきまして処分をしていきたいと考えております。

次に、2ページをお開き願います。

理事会議決事項、次ページの役員に関する事項、職員に関する事項、ともに記載のとおりでございますので、内容を省略させていただきます。

次に、4ページの借入金の状況でございますが、借入先、厚岸町、年度初めの残高1億374万2,690円、本年度借入金ゼロ、年度末残高1億374万2,690円、この額は全部、厚岸町土地開発基金でございます。

次に、役員の名簿でございますが、記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

次に、5ページでございますが、平成14年度財務諸表の関係でございますけれども、損益計算書につきましても記載のとおりでございます。

次に、7ページの貸借対照表でございますが、これも内容は記載のとおりでございます。

次に、9ページの財産目録でございますが、これにつきましても内容は記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

次に、11ページの長期借入金、基本金明細書でございますが、これも内容は記載のとおりでございます。

次に、12ページをお開き願います。

監査報告でございますけれども、本年5月14日に監査をいただいた結果でございます。

次に、13ページでございますが、平成15年度の事業計画につきましては、現在のところ予定をいたしてございません。町の計画にあわせて対応することといたしておりますので、平成15年度厚岸町土地開発公社予算の関係のみをご説明申し上げます。

厚岸町土地開発公社定款第16条第1項の規定に基づきまして、平成15年度厚岸町土地開発公社予算を次のように定めるものでございます。

第2条の収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ596万7,000円と定める内容でございます。これにつきましては、次の14ページをお開き願いたいと思います。

収入でございますが、1款の事業外収益、これは受取利息2,000円、雑収入3,000円の計5,000円でございます。2款の繰越金であります。これは平成14年度の繰越金でございます。596万2,000円あります。収入の合計といたしまして596万7,000円でございます。

次に、15ページの支出でございますが、1款販売費及び一般管理費25万7,000円、この内訳でございますが、人件費が8万8,000円、経費として16万9,000円でございます。この内容は16ページに記載のとおりでございます。2款の予備費でありますけれども571万円でございます。合わせますと、支出合計として596万7,000円でございます。

次に、17ページの平成15年度厚岸町土地開発公社資金計画でございますが、これにつきましても内容は記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

ます。

以上が厚岸町土地開発公社の経営状況の内容でございます。大変、雑駁な説明でございますけれども、よろしくご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

議 長

これより質疑を行います。

ございませんか。

(な し)

議 長

なければ質疑を終わります。

これをもって報告済みといたします。

議 長

日程第10に入る前に、ここで、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の一部において、字句の訂正がありますので、この訂正を許します。

保健福祉課長。

保健福祉
課 長

大変、貴重な時間を申しわけございません。説明書の中に3カ所ほど訂正箇所がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

経営状況説明書の67ページになります。

事業区分14、生活管理指導員派遣受託事業でございます。67ページでございます。この生活管理指導員派遣受託事業の「業」の字が抜けておりますので、加えていただきたいと思ひます。一番上の行です。事業区分14、生活管理指導員派遣受託事業の「業」の字が抜けておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、70ページでございますが、摘要欄の下から3行目、北海道ホームヘルパー協会会員会費及び賛助会費、ちょうど欄とぎりぎりのところで字がちょっと見えづらくなってありますが、会費ということですので、お願ひいたします。

次に、73ページですが、同じく摘要欄で下から14行目になりますが、ボランティア養成講座出張講座開催、括弧で各自治会等の「等」がちょっとラインにぶつかってしまはつきり見えませんので、「等」、括弧閉じですね。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長

日程第10、報告第10号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

ただいま上程いただきました報告第10号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について、その内容をご説明申し上げます。

この経営状況説明書は、地方自治法第 243条の 3 第 2 項の規定により、本議会に報告するものでございます。

議案書とは別とじでお配りしております説明書の 1 ページをお開き願いたいと存じます。

平成14年度社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会事業経過報告書でございます。

内容につきましては記載のとおりでございますが、要点をご説明申し上げます。

訪問介護事業及び居宅介護支援事業は、職員の適正配置を図りサービス提供に努めております。

町からの受託事業であります外出支援サービス事業、介護予防事業「生き生きサロン」、ハートコール事業は、地域に浸透を図りながら利用者の拡大に努めております。

ホームヘルパー 2 級課程養成研修は、ここ数年、受講者が減少していることから、さらなる創意工夫が必要となり、地域福祉活動の推進では、資金の支援のほかに人材確保が大きな課題となっております。

レスパイト事業や厚岸町障害者・障害児ふれ愛フェスティバル「こう福祉21」事業では、新たなボランティアの発掘やサポート役として事業に協力しております。

また、平成14年度は社協第 2 期地域福祉実践計画の最終年となったことから、各事業の進捗度を見きわめながら、第 3 期の実践計画策定に向け協議、検討を重ねているところであります。

以上が事業経過報告でございます。

次に、2 ページから 7 ページにつきましては、平成14年度の事業報告であります。

実施日、事業名、場所、内容などが記載されておりますが、個々の内容の説明につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、8 ページ、平成14年度社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会一般会計歳入歳出決算票でございます。

社会福祉協議会の会計につきましては、平成12年の社会福祉事業法の改正を受けまして、事業ごとの収支がわかりやすい会計を目指して研究、検討がされております。

したが、このたび平成14年度の決算書及び平成15年度の予算書から事業区分ごとに収支のわかる様式に変更しております。事業区分ごとにそれぞれ事業名を記載し、款項目に分かれておりました科目の欄を大区分、中区分、小区分という字句に変更しております。

8ページから10ページは、法人運営事業ということで、厚岸町社会福祉協議会の運営に係る決算で、収入決算額は4,434万2,648円で、主なものは町からの補助金2,618万3,000円であり、支出の決算額は5,222万1,202円で、主なものは人件費となっております。

また、10ページですが、表の下から3行目に収支差額が記載され、その次の欄に前期繰越に相当する前期末支払資金残高が記載され、最後の欄に当期末支払資金残高が記載されております。

次に、11ページは調査広報事業で、内容は社協だより、社協ミニだよりの発行でございます。

次に、12ページは助成事業でございます。内容は福祉団体や福祉事業への助成でございます。

13ページは小地域ネットワーク事業でございます。内容としてはたすけあいチームの事業でございます。

14ページはノーマライゼーション普及事業、内容はすこやか健康福祉運動会に係る事業でございます。

15ページは高齢者福祉推進事業、内容はふれあい会食会にかかわる事業でございます。

16ページは青少年母子福祉事業、内容といたしましては厚岸町母子寡婦会への助成でございます。なお、15年度は、母子寡婦会の活動を休止することになっておりますので、予算額はゼロとなっております。

次、17ページは社会福祉推進事業でございます。

18ページは共同募金協力事業。

19ページはハートコール事業でございます。

20ページは外出支援サービス事業、移送車2台で行っている事業でございます。

21ページは生き生きサロン事業、内容は予防介護の事業でございます。

22ページは老人福祉受託事業、福祉バスの事業でございます。

23ページは生活管理指導員派遣受託事業、これはヘルパーの派遣の事業でございます。

24ページは身体障害者ホームヘルプ受託事業。

25ページは指定訪問介護事業でございます。これもヘルパーの派遣の事業でございます。25ページ、26ページと続いております。

27ページは精神障害者ホームヘルプ受託事業。

28ページはボランティア活動事業でございます。

29ページは介護員・ボランティア養成事業。

30ページは福祉教育推進事業。

31ページから32ページにかけては福祉センターの運営事業でございます。

33ページは福祉相談事業。

34ページは生活福祉資金貸付事業でございます。

35ページは低所得者資金貸付事業。

36ページは、今述べてまいりました一般会計24の各事業の合計であります。決算額で申しますと、収入小計1億 5,714万 2,221円、支出の小計1億 6,856万 3,582円、収支差額が△、マイナスの 1,142万 1,361円となっております。これに前期末支払資金残高 1,832万 7,247円、そして当期末支払資金残高 690万 5,886円という内容でございます。

次に、37ページは財産目録でございます。内容につきましては記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

38ページは、平成15年3月31日現在の貸借対照表でございます。借方の資金合計7億 7,681万 7,974円、貸方につきましては、負債合計が 5,476万 4,287円、純資産合計が7億 2,205万 3,687円でございます。負債、純資産合わせまして7億 7,681万 7,974円となっております。

続きまして、39ページです。

平成14年度公益会計事業報告書でございます。

介護保険制度の適用を受けます居宅介護支援事業の利用状況は、月別、介護度別の表のとおりでございますが、介護専門員の充実に伴いまして利用者の合計が前年比57%増の 1,470人となっております。

また、町からの受託事業として平成14年度から始まった在宅介護支援センター事

業の年間実績は、その下欄に記載の表のとおりでございます。

次に、40ページからは、平成14年度社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会公益会計歳入歳出決算書でございます。

40ページ、41ページは指定居宅介護支援事業でございます。介護支援センターの運営に係る事業でございます。

43ページは公益会計2つの事業の合計額でございます。決算額では、収入合計1,716万6,586円、支出合計1,724万4,705円、当期末支払資金残高は32万1,602円となっております。

次に、44ページ、平成14年度公益会計財産目録でございます。内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきたいと存じます。

45ページは平成14年度公益会計貸借対照表でございます。借方の資産の合計338万5,690円、貸方につきましては、負債合計219万2,472円、純資産合計119万3,218円でございます。合わせまして338万5,690円となるものでございます。

次に、46ページでございますが、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の監査報告書でございます。平成15年5月9日に、業務執行及び各会計処理につきまして監査を受けてございます。

次に、47ページは平成15年度社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会事業計画書でございます。事業の目標として4つの項目が挙げられております。1といたしまして、たすけあいチーム事業、生き生きサロン事業の地域拡大と支援、2といたしまして、ハンディを持つ人、持たない人の交流事業と支援、3といたしまして、ボランティア実践者の発掘と福祉教育の充実、4といたしまして、福祉情報の収集と機関紙等による情報提供ということになっております。

47ページ下段から51ページに事業実施項目といたしまして、具体的内容が記載されております。説明を省略させていただきたいと存じます。

52ページをお開き願いたいと思います。

平成15年度社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会一般会計収入支出予算書でございます。事業区分1番の法人運営事業から79ページの低所得者資金貸付事業まで、24の事業につきまして事業ごとの予算を組んでおります。内容の説明につきましては、省略をさせていただきたいと存じます。

80ページをお開き願います。

一般会計24の事業の合計でございます。収入小計2億9,175万4,000円、支出小計2億9,081万2,000円となっております。前年度当初の予算額と比較いたしますと、支出で1億5,272万7,000円の増額となっております。この主な内容でございますが、ホームヘルプ事業の増と社会福祉センターの改修費として1億4,420万円を計上していることによるものでございます。

次に、81ページは平成15年度厚岸町社会福祉協議会事業課事業計画書でございます。介護保険の事業所として、また町の受託事業として訪問調査、介護計画書の作成などを行うケアマネジャーによる事業の展開を図るものです。内容は記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきたいと存じます。

次に、82ページから85ページまでは、平成15年度の公益会計の予算書でございます。内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

今回提出させていただきました経営状況説明書につきまして、事業ごとに収支を出す新しい様式となったため、調製に手間どり、むだなスペースが多く、大変厚い説明書となりましたことをお詫び申し上げます。次回提出の際にはもっとコンパクトにまとめたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、大変、雑駁な説明でございますが、報告第10号につきましてご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長

これより本案に対する質疑を行います。

15番。

15 番

ここでちょっと2点ほどお聞かせいただきたいと思うんですけれども、報告書の中に、懸案であります社会福祉センターの増改築について協議してきた検討委員会 の役割を発展的に解消し、総務・地域部会に引き継いだとなっておりますけれども、これは前に説明されていると思うんですけれども、ちょっと私は記憶にないものですから、どのくらいの規模で、どの辺ぐらい直されるのかお聞かせいただきたい と思います。

それから、退職金ですけれども、人件費支出で1,000万ちょっとありますね。それから次の方にも、積立預金支出に退職金積立預金支出になって六百何万出ていますけれども、これ何名の方が退職されたのか、それから勤務年数がどのくらい勤務された方が退職されたのか、少しわかれば教えていただきたい と思います。

議 長

ただいまの質問に対する資料を配付いたします。

(資料配付)

議 長

保健福祉課長。

保健福祉
課 長

それでは、福祉センターの改修事業につきまして説明を申し上げたいと思います。

手元にただいまお配りいたしました社会福祉センターの、これは平面図でございますが、この左側が1階、右側が2階になります。それで、黄色でマーキングをしておりますが、この部分が改修の対象となっている部分でございます。表の1枚目が平成15年度改修計画、2枚目の方が平成17年度の改修予定のところでございます。

まず、平成15年度の改修の関係でございますが、このマーキング以外の部分で、建物全体の外壁塗装と、それから屋上の防水工事が予定されております。次に、下水道への接続工事、これがマーキングされておられませんけれども、予定されております。

それから、正面玄関のところ、マーキングされておりますけれども、玄関タイルの張りかえと手すりを設置するというので、タイルは滑りづらいタイルにかえるということでございます。

それから、社会福祉協議会の現在の事務室を湖南地区出張所の方へ移す改修を行います。現在の湖南地区出張所及びその隣の和室を改修して、社会福祉協議会の事務室とする内容でございます。それから、現社会福祉協議会の事務室を改修縮小して、湖南地区出張所とする内容でございます。

それから、大会議室の横のトイレの改修でございます。現在あるトイレの一部を多目的のトイレに改修し、残りを女子トイレとし、現在の器具庫の一部を男子トイレに改修する内容でございます。

それから、1階階段わき、トイレの裏側にあります小会議室、この会議室の防音工事を予定しております。

次に2階ですが、肢体訓練室、理事室でございますが、これと隣の中会議室、これを改修する内容になっております。

工事費ですが、予算にもありましたとおり1億4,420万円を見込んでおります。

次に、2枚目の平成17年改修予定の部分でございますが、現在の図書室ですが、これは、この時点で図書室が継続になっておりましたらそのままという形ですが、もし移動になった場合には、これを会議室に改修するという内容でございます。

それから、玄関右側の方といいますか、こちらの方にエレベーター及び会議室の増築を予定しております。これは、ちょうど2階部分も同じ大きさでそっくり2階まで増築という内容を考えております。

あと2階に上がりまして、今の増築部分の反対側の方にあります小会議室ですけれども、これの面積を大きくする内容になっております。

こちらの方は一応、工事費の予定は6,500万円ということで計画をしております。以上のような内容でございます。

次に、法人運営事業で出ております退職金1,000万2,620円につきましては、3人の方の退職金でございます。あと10ページの退職金積立預金、これにつきましては、退職金のための積立金ということで、その積立金の方に支出しているという内容でございます。

(「何年ぐらい勤めているというのがわかれば」の声あり)

保健福祉課長

退職金の3人の内訳ですが、局長さんと次長さんと、もう1人職員の方の3人で、ちょっと年数については承知しておりません。

議長

15番。

15番

増改築について、図面いただいてあれなんですけれども、こういうのがあるのなら、これ質問がなかったら出さなかったということなんですか、これは。あるのであれば、前もってこういうのを出していただきたいと思います。

それから、前にも議会で何回かこの福祉センターのあれについて、本町の方に風呂場がなくなると、公営浴場がなくなって、何回か要望、質問の中でも、福祉センターにそういうものをつくってはどうかという意見がかなり出て、たしか町長もまちづくりの中で考えていこうという話をされて、答えがあったと思うんですけれども、それはその後どうなりましたか。この改築のときに、そういう話は出てこなかったのかどうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉課長

ただいま配りました改修の図面の関係ですけれども、実は、正確には実施設計がまだ終わっておりません。やっている最中でございますので、これは最終的な図面ではございませんけれども、一応このような形になるというような内容ですので、その辺ちょっとご理解をいただきたいと思います。

あと、おふろの件につきましては、理事会でどのような話し合いをやったか詳し

議 長 くはちょっと聞いておりませんので。
他にありませんか。
(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。
これをもって報告済みといたします。

議 長 日程第11、報告第11号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出につ
いてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
商工観光課長。
ただいま上程いただきました報告第11号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況
説明書の提出について、内容を説明申し上げます。
この経営状況説明書は、地方自治法第 243条の 3 第 2 項の規定により、本議会に
報告するものでございます。
説明は、別冊で配付させていただきました報告第11号 株式会社厚岸味覚ターミ
ナル経営状況説明書により説明させていただきます。
別冊説明書でございますが、1 ページをお開き願います。
営業報告書についてでございますが、平成14年 4 月 1 日から平成15年 3 月31日ま
での第10期 1 年間の内容でございます。
次のページをお開き願います。
総括事項ですが、読み上げて報告させていただきます。
平成14年度は、景気回復の兆しの見えない中、夏の繁忙期において天候不順のため、
お客様の流動が鈍く思われました。
当施設においても、旅行会社の入り込み数は前年を上回ったものの、一般入館者
の入り込みが対前年比88.1% (1万 7,500名減) という入館状況でありました。こ
のような状況のもと、入館者の減少が大きく影響し、当社売り上げにおきましても、
対前年比96.5% (938万円減) という厳しい状況でありました。
さらには、今期のカキの仕入価格が高騰し、コンキリエ始まって以来の最高値と
なり、昨年度と比べますと殻カキでは19円40銭高 (1 個当たり)、むき身で 868円
高 (1 キロ) となり、金額にいたしますと約 500万円の仕入高となりました。これ

には、宮城県産のカキにトラブルが発生したのが大きな要因かとも思われますが、入館者の減、カキ仕入額の高騰と相まって、経営上、当社にとっては大変厳しい1年でありました。

しかしながら、人件費の削減（主に社員のボーナスカット）や諸経費の圧縮に努め、昨年引き続き黒字決算を迎えることができました。これも社員一人一人が会社の現状を認識し、日々努力をしてきた成果であると思われま

す。観光関連業種にとって、今後ますます厳しさを増す傾向にあります。社員の能力向上に努め、さらにはパート・アルバイトの力をかりながら、厚岸における観光の中核拠点施設としての経営の安定に向け、社員一丸となって精進いたす所存でありますので、今後とも関係各位の皆様のご支援、ご指導をよろしくお願いいたします。

以下、記載事項順に説明させていただきます。

総務事項についてですが、1の株主総会は、定時株主総会が平成14年5月30日に開催されております。

2の取締役会は、記載のとおり3回開催されております。

3の株式事項ですが、発行済株式総数 1,300株、当期末株主数71名でございます。

4の役員は、取締役10名、監査役2名の12名でございます。

5の従業員は、正社員11名、臨時社員2名、その他必要に応じてパート雇用、数名でございます。

6の旅行業者との契約及び取引状況は、記載のとおり54社でございます。

4ページをお開きください。

4ページは、平成14年度の月別入館者集計表でございますが、年度内の合計は、一般入館者13万62人、旅行会社関係入館者 7,385人、合計13万 7,447人の利用でございます。

次に、5ページの決算報告でございます。

6ページをお開き願います。

貸借対照表でございます。資産の部は、流動資産が 7,221万 771円、内訳は記載のとおりでございます。固定資産が 1,091万 9,821円、内訳は記載のとおりでございます。繰延資産がゼロでございます。資産合計は 8,313万 592円でございます。

次に、負債の部でございますが、流動負債が 1,453万 5,131円、内訳は記載のとおり

りでございます。固定負債が37万 5,000円、これは長期借入金でございます。負債合計は 1,491万 131円でございます。資本の部ですが、資本金 6,500万円、剰余金は当期未処分利益の 322万 461円で、うち当期利益は34万 5,073円となりました。資本合計は 6,822万 461円、負債資本合計は、資産合計額と同額の 8,313万 592円でございます。

次に、7ページの損益計算書でございます。売上高は2億 5,982万 2,185円、委託料収入が 1,563万 2,716円で、合計2億 7,545万 4,901円でございます。売上原価は、合計で1億 5,314万 3,501円、期末棚卸高が△ 1,250万 9,129円で、差引合計1億 4,063万 4,372円、売上総利益は1億 3,482万 529円でございます。販売費及び一般管理費は1億 3,502万 7,385円で、営業損失は△20万 6,856円となります。営業外収益は、合計で 149万 6,620円でございます。営業外費用は、支払利息割引料の1万 9,791円となっております。

結果、税引前当期利益は 126万 9,973円で、法人税等92万 4,900円を差し引いた当期利益は34万 5,073円でございます。前期繰越利益は 287万 5,388円ございましたので、当期未処分利益は 322万 461円となりました。

8ページは、販売費及び一般管理費の内訳であります、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

9ページ、利益処理の関係であります、当期未処分利益の額を次期繰越利益とする内容でございます。

次のページをお開きください。

10ページは、部門別の収支の状況について記載しておりますが、細部の説明は省略させていただきます。

11ページは、営業活動計画でございます。

内容については、12ページから説明させていただきます。平成15年度営業活動計画の営業の概要について、読み上げさせていただきます。

観光関連業界にとっては、SARSを初めお客様の動きを鈍らす要素が吹き荒れる中、コンキリエ始まって以来の厳しい年になりそうな年度であります。

このような情勢を踏まえ、今年度は特にコンキリエオープン10周年ということもあり、節目である今年度に新しい企画を立案し、営業面に結びつけていきたいと思っております。また、以前に行った人事異動に関しても、ふなれさゆえのマイナス面が軽

減され、今年度はさらなる期待をするところであります。

売上増のための営業努力もさることながら、10年を契機に諸経費の再見直しを行い、経費削減に努めていきます。

昨年、町内において食中毒事故が発生し、飲食を提供する当施設としても、衛生面に十分注意をし、衛生管理の徹底を図っていきます。

施設に従事する正社員の構成割合が少なくなってきており、その分パート・アルバイトの割合が高まってきている現状を踏まえ、サービスの低下にならないよう、コンキリエに従事するすべての社員に対し、おもてなしの心を再認識すべく指導に当たります。

全国の第三セクターが苦戦を強いられている中、今年度も経営的によい実績を残せるよう努力を続けていきますので、関係各位の皆様のさらなるご指導、ご協力をお願い申し上げます。

次に、部門別営業対策につきましては、1の展示販売コーナーから次ページのレストランまで記載しておりますが、説明は省略させていただきますので、ご了承ください。

14ページからは収支予算についてでございます。

15ページで説明させていただきます。

平成15年度部門別収支予算書でございますが、売上高合計2億5,730万円、部門別には、レストラン5,150万円、魚介市場1億750万円、喫茶780万円、展示販売9,050万円、これに委託料1,555万7,000円を加えた純売上高を2億7,285万7,000円としている内容でございます。一番下の欄の利益についてですが、33万4,000円を見込んだ内容でございます。

部門別の利益並びに各項目別内訳は、説明を省略させていただきます。

以上、経営状況の説明とさせていただきますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議 長

これより質疑を行います。

11番。

1 1 番

この総括の中での事項について二、三点お聞きしたいと思います。

たしか10年ですね、大変、当初の赤字の部分についても解消されまして、その努力につきましては敬意を表したいと思います。

14年度におきましては、景気の回復も何か余りよくないということで、観光客あるいは売上減、それらが随分減っているように思われるわけですが、今後それらの改善策として何か考えているのか、その点について、まず第1点お聞きしていただきたいと思います。

それから、カキの仕入れについても、いろいろやはりそういう仕入れ方もあると思うんですが、やはり宮城産のカキということでもって何かトラブルがあったと。だけれども、何か今、シングルシードの厚岸のカキが大変人気があるということなんですけれども、それらの厚岸のカキについての見通しについても若干お聞きしたいと思います。

それから、経営に当たりましては人件費の削減、特に社員のボーナスのカットということなんですけれども、社員がもし何人のカットで、金額が大体どのくらいになっているのか、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

もし、金額がわからなければ、何パーセントぐらいのカットでよろしいです。一応これらにつきましては、後ほどまた違う点でもって質問したいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

議 長
商工観光課 長

商工観光課長。

まず、3点目の人件費削減の中身の関係ですが、12月の社員ボーナスをカットしております。従来 2.2カ月分までございましたけれども、これを 0.2カ月カットしまして、総額約 100万円を減額しております。ただ、中身ですか、支配人が幾らとか、そういう部分につきましては承知しておりません。

あと、入館者の減少の関係でございますけれども、改善策と申しますか、そういう部分につきましては、入館者減の原因は、総括事項の中でも説明しているんですが、夏の天候不順、いわゆる昨年7月から10月の4カ月間、一番コンキリエの稼ぎどきと申しますか、それにつきまして7万 2,994人の入館者でありました。平成13年度につきましては8万 6,331人と、前年対比しますと、その時期だけで1万 3,337人の減となっております。

その改善策としましては、確かに抜本的ではないんですが、今年、コンキリエの10周年記念事業を、平成5年にオープンして丸10年たちます。それで、もう既に6月末までの企画としまして、満10歳のお子さんにオリジナルのマスコットを

プレゼントしたり、またレストランでは厚岸三味セット、焼きガキ、生ガキ、カキのてんぷらと、その特別メニューをつくったり、また、あぶりやでも厚岸活貝セットを用意したり、そういう部分で日ごろ皆様に支援いただいていることを感謝する企画を持っております。

そのほか11月には、まだ正式に日程は決まっていはいないんですけれども、財団法人北海道文化財団の支援によりまして、コンキリエ開設10周年記念事業としまして北海道の食文化の創造をテーマとした講演会と、あわせて地元の食材、いわゆるアサリ、カキ、それを活用した講習会の開催を予定しております。そういう部分で少しでも入館者の増を図るようにしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

あと、シングルシードのカキの関係でございますけれども、カキの高騰の原因につきましては、宮城産のカキが貝毒等の発生によりまして質が落ちて、そのことで厚岸産のカキの消費と申しますか、それが需要がふえたため、かなりカキの単価がアップした。それで、ちなみに平成13年度につきましては、殻ガキは66円40銭だったのですが、それが平成14年度につきましては19円40銭アップしまして85円80銭、また、むき身につきましてはキロ当たり 1,897円であったんですけれども、それが 868円アップしまして 2,765円で仕入れているような状況でございます。

以上でございます。

議長
11番

11番。
時間もないので簡単にお話しします。

このことにつきましては、やはり景気低迷ということで、今後やはり入館についても相当落ち込みがあるという考え方を持っているわけですが、これらについて9月の定例会でもって、いろいろコンキリエにつきまして質問してみたいと思いますので、それらの参考として今一応聞いたということで、そのときはまたひとつよろしく願いいたします。

議長
商工観光課長

商工観光課長。
今後とも入館者増に向けて努力してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長

他にありませんか。
昼食のために休憩したいと思いますけれども、いいですか。

実は12時半から議員会の役員会を予定しているものですから、よろしくご了承願います。

昼食のため休憩いたします。

再開は1時といたします。

休憩時刻 12時01分

議長

本会議を再開いたします。
9番。

再開時刻 13時00分

9番

この利益率を見ますと、14年度の実績は総売上高に対して34万5,000円ということで1.2%の純利益であります。しかし、15年度の予算を見ても旧態依然として1.2%というような予想を持っているわけですが、少なくとも地方自治体の予算と違って、この予算はどうでもいじれるわけですよ。そうした場合、もう少しやはり意気込みというものがあった方がいいのではないかなど。目標をもう少し高く立てる必要があるのではないかな。売上高にしても、当初39年だから19年以下に減らしているわけですよ。その自助努力は認めるわけですが、もう少し売り上げ等についての努力が必要ではなからうかと思うんです。

少なくとも何年か前に赤字補填のために1,500万円とか2,000万円の助成を余儀なくされて、議会で議決をとって助成したことがあるんです。それから、1、2、3カ月を休むというから、休んでもらっては困るということで、ちょっと金額はわからないんですけども、何百万円かの助成を3年くらい続けたはずなんです。

それほどまでにやっているわけですから、我々はそれを議決するとき期待したことは、やはり将来ある程度の利益を上げて、そして町が支払っている委託料1,500万円、これを少しでも減らすような方向に持って行っていただきたいと、そういうような考え方で、かなり反対者もあったわけですけども、その1,500万円あるいは1、2、3カ月分の人件費等の助成をしたわけです。

私どもとしてもそういうようなことでもって、その努力を期待しながらこういうあれをとってきたわけですが、それについてもう少し積極的な予算の組み方が必要ではなからうかと。純利益率1.2%では、まるっきりちょんちょんと言ってもいいわけですね。そういったことに対してどのような考え方をしているのかお聞きしたいと思います。

議長

商工観光課長。

商工観光
課 長

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

平成15年度の予算の関係でございますけれども、確かに売上高が平成15年度は2億 5,730万円、前年対比しますと約 2,000万円ぐらい下がっている部分でございます。これにつきましては、平成14年度の総括事項の中でも説明したんですけれども、カキの高騰がありまして、いまだに仕入高が高い状況でございます。こういうことで、ある程度売上高を前年より若干抑えているような状況でございます。また、入館者の方も前年対比しますと10何%程度落ちてきている状況、こういうことも加味しまして、ある程度売上高を低めに見ている状況でございます。

あと利益率の関係でございますけれども、平成14年度につきましては、売上高が2億 5,982万 2,185円に対しまして34万 5,073円、これで 0.1%なんです。また、平成15年度につきましても、売上高2億 5,730万円に対しまして33万 4,000円ということで見込んでおりまして、これも 0.1%程度でございます。

あと委託料の関係でございますけれども、委託料につきましては、質問者もご存じのように、味覚ターミナル全体の床面積を三セクの部分、また町の部分、そういう案分をしまして 1,500万円程度ということで決めております。したがって、水道関係、燃料費とか、いわゆる光熱費関係でございますけれども、これはほぼ横ばいということで、維持管理につきましてはかかりますので、横ばいということで見込んでおります。

以上でございます。

議 長
9 番

9番。

確かに状況としてはそういうことです。非常に今、景気はこのように低迷しているわけですから。しかしながら、やはりこの味覚ターミナルを維持していくのではなくて、もっともっと伸ばしていくということを考えた場合、やはり先ほど言ったように、自助努力はかなりの自助努力をしているわけです。かかる経費面については、随分努力したと私どもも評価できます。

しかしながら、もっとやはり意気込みを持って、売上を伸ばしていくというような方法に変えていかなければ、まるっきり何のために味覚ターミナルをつくったのか。もうけるためではないにしても、確かにカキの宣伝等についてはかなり役に立っていると思います。しかしながら、やはり経営が健全化しなければならないと思うんです。私は計算間違いで 1.2%と言ったけれども、0.12%です、これね。0.12

%の純利益では、ちょっとこれは赤字も同然なんですよね。

そのあたりをもう少し、私どもはやはりいつかの時にこういった意気込みを見せてほしいと思うんです。それはやはり次年度の予算にあらわれて出てくると思うんです。そして、先ほど言ったように、地方自治体の予算と違って予算総計主義ではございませんから、ある程度の目標も入れた、努力も入れた、そういった予算を組んで、その意気込みをやはり私どもは見せていただきたいと、かように思うわけですが、町長のお考えをお聞きしておきます。

議 長 町長。

町 長 私から、町長ということと、コンキリエの代表取締役でもあります、そういう立場からお答えを申し上げたいと思うわけでございます。

お話がございましたとおり、コンキリエは平成6年にオープンいたしまして、10年たったわけでございます。オープン当時は、いろいろな議論が議会にもあったということをお聞きしておりますが、3年目までには約7,400万円の累積赤字があったわけでございます。4年目からは単独の黒字予算ということに相なりまして、平成14年、すなわち昨年3月までにその累積赤字を解消ができた。これはひとえに、先ほど総括にもございましたけれども、厳しい経営状況の中でありましたけれども、社員挙げての自助努力がこのような結果に相なったと思っておるわけであります。

しかしながら、管理委託料といたしまして厚岸町からは1,475万6,000円支出をいたしております。さらにはまた、かつては味覚ターミナル運営費補助金、すなわち冬期間が赤字の原因であるということで、町から約600万円ほどの冬期対策費として出費をいたしておったわけであります。

しかしながら、私といたしましては、黒字経営の中で補助金を出すということはいかなるものかという考えに基づき、この味覚ターミナル運営費補助金というものを平成13年度からゼロにいたしておるわけであります。そういう中でも黒字決算ができたということは、経営の努力、自助努力があったと、私は社長でありますけれども、社員の皆さん方に心から敬意を表しておるわけでございます。

そういう意味で私は、今後ともより一層の、ご指摘がございましたとおり、経営の安定にさらに努力してまいらなければならない、かように考えております。特にコンキリエは、厚岸町の観光の中核拠点施設としてカキを初め地場産業の活性化に大変なご貢献があったと思っております。さらにはまた、食文化の発信基地として

重要な役割も果たしていると認識をいたしておるわけでございます。コンクリエの果たす役割は極めて重要な時期にあります。社長といたしても、経営を含めて厚岸町の経済活性化のために一翼を担うコンクリエになるように最善の努力をさせていただきたい、かように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議 長

9 番

9 番 町長の考え方はわかりましたけれども、余りにも堅実過ぎるといいますか、何か町の予算を組むような考え方で予算を組んでいるような気がするんですよ。もう少し努力目標を掲げて、少なくともやはり10%にならなくても七、八%ぐらいの純利益を上げていく必要があるのではなかろうかと、こう思うわけですが、今後の努力に大いに期待いたしたいと思いますので、ひとつその点で頑張ってくださいと思います。

以上です。

議 長

町長。

町 長

お答えをさせていただきます。

ただいまご指摘ございましたとおり、今後とも最善の努力をしてみたい、かように思いますので、よろしくお願いをしたいと存じます。

議 長

他にありませんか。

(な し)

議 長

なければ質疑を終わります。

これをもって報告済みといたします。

議 長

日程第12、これより一般質問を行います。

質問は通告順によって行っていただきます。

初めに、1番、室崎議員の一般質問を行います。

1番、室崎議員。

1 番

さきに提出いたしました一般質問通告書によりましてご質問申し上げます。

まず、1件目はカキ生産についてでございます。

本年、カキのへい死が大変多いと聞いております。現在どのような状況になっているのか、現況把握を含めて、また町はどのような対応をとっているのか、そして今後どのように進めていくのかをお聞きいたします。

次に、トレーサビリティという言葉が今、非常に言われております。生産履歴情報の開示というふうに言われておりますが、この要請は年々強まっている流れの中にあると思いますので、そういう現状をどのようにとらえているか、また町としてこのような流れに対してどのように対応するのかということについてお聞かせをいただきたい。

次に、北洋鮭鱒の出漁状況についてであります。

今年は、非常にロシアとの交渉に難航いたしまして、もしかしたら出ないのではないかなというふうなことで、皆、息をひそめて注目しているという状況でありました。今年の北洋鮭鱒の出漁状況と今後の見通しについて、どのようにお考えかお聞かせをいただきたい。

また、この北洋鮭鱒というものが厚岸町の経済にどのような影響を与えているか、これについてもその影響についてどのように見積もっていらっしゃるか、お聞かせをいただきたいわけです。

3番目として、今年の5月1日から健康増進法が施行されました。この健康増進法の施行と、それに対する町の対応についてお聞きいたします。

まず第1に、健康増進法の概要であります。これについて簡単に説明をいただきたい。

次に、健康増進法の施行に伴いまして、国は喫煙に関するガイドラインというものを示しております。厚岸町の健康に関する基本施策として打ち出しました、「みんなすこやか厚岸21」、その中でたばこ、これについては重点目標に掲げております。その厚岸町は、これを受けてどのような施策を展開なさるのかご説明をいただきたい。

3番目として、公共施設、特に学校、病院といったところで敷地内禁煙というふうにするところが多くなってきていますが、厚岸町ではどのような対応を行っていくお考えか、また現在どのように対応しているかお聞かせをいただきたい。

また、この喫煙行動のときには、必ず非常に大きな要点とされますものに、未成年者、児童・生徒の喫煙行動、それと妊産婦の喫煙行動、これは非常に問題があるというふうに言われておりますが、これに対して町の対応、それをお聞かせいただきたいわけであります。

4番目として、新型肺炎、重症急性呼吸器症候群、SARSというものが現

在、世界的に流行をしております。現在、WHOの発表によりますと、多少峠を越えたのではないかというような報道もございますが、このSARSの予防等、この病気について町民にきちんとした知識を持ってもらうことは、非常に大事であると思います。甘く見てもいけないし、過度にパニックになってもいけないということだと思っておりますが、そのような意味で、厚岸町は住民に対してどのような働きかけを行っていくのか、これについてお答えをいただきたい。

2番目として、万が一、これは本当に万が一の仮定なんですが、SARS患者が町内で発生した場合、町内のどの機関がどの機関と連携をとりながらどのように対応するのか、これについても具体的にご説明をいただきたい。

また、同じことの繰り返しになるような質問で申しわけありませんが、これが町内ではなくて近隣町村管内で、このようなものが起きたときにどのように対応するのか、これを含めてお聞かせをいただきたい。

以上であります。よろしく願いをいたします。

議 長
町 長

町長。

1番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のカキ生産についてのうち1つ目のカキのへい死が大変多いと聞く、現在どのような状態になっているのか、状況把握を含めて町はどのような対応をとっているのか、また、今後どのように進めていくのかのお尋ねであります。カキ養殖漁業者への聞き取りを行ったところでは、今年越冬したカキのうち、カキの管理方法、稚貝の保有数、また場所によって生残率が大きく変わっておりますが、湖内、湾内含めてカキの生残率が例年に比べて低かったようであります。へい死は年数の経過したカキに多く見られ、また海面に近いカキほど被害を受けており、シングルシードや宮城県産の種ガキ養殖も同様の状況であります。

毎年同じ場所で越冬させ、高い生残率だったカキも、今年はへい死が顕著にあらわれ、湖内、湾内含めて生残率が30%から50%のところもあり、極端な例では生残率が10%の漁業者もあると聞いております。へい死率は例年でありまして10%以下から多くても20%程度だったことから、今年のへい死率の高さを表しております。一般的に厚岸湖内でも水深の浅いところほど生残率の低さが目立ち、逆に深いところは1割から2割程度の被害ということで、それほどの被害がなかったということでもあります。

聞き取りでは、今年に限らず近年は、カキの越冬における生残率が低くなってきている状況にありまして、特にここ数年、夏場の天候が安定しない、いわゆる冷夏の年が続いておりまして、厚岸湖は水深が浅い場所ほど天候に左右されやすい環境にあります。

また、シングルシードカキにつきましては、厚岸漁協指導部、カキセンター、釧路地区水産技術普及指導所の3者で昨年5月から行っておりますシングルシード養殖試験調査によりますと、本年4月15日時点では、湖内4カ所、湾内2カ所、計6カ所の生残率が93.3%という結果も出ております。場所的な要素やかごの密度などによっても、生残率が大きく変わってくるのではないかと考えます。

以上のことから、今年のカキのへい死が目立った原因の一つとして考えられますのが、昨年の夏から秋にかけて低水温にあったことから産卵が十分に終わらない状態、あるいは産卵しても身が十分に回復しないうちに冬を迎え、身入り不足や卵が残った状態での活力低下により越冬できなかつたのではないかと考えられます。特に今年は、湖内に厚く氷が張り詰める厳しい冬であり、体力が弱った状態では耐えられなかつたのではないかと考えられます。

いずれにしろ、へい死の要因につきましては、さまざまな条件が重なり合つたものと考えられ、対策といたしましては、自然相手で難しいところではありますが、漁業関係者で組織しておりますシングルシード養殖協議会という組織がありますが、そこでの意見としても、越冬できるカキの生残率を高めるには、産卵期に卵をいかに抜けさせるかが、カキ養殖のかぎを握っているということでありまして、これらの情報をすべてのカキ養殖事業者に参考意見として提供していくことも一つの方法と考えておりまして、漁協を通じ釧路地区水産技術普及指導所の協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

次に、トレーサビリティの要請は年々高まってくると思われるが、現状どのようにとらえているか、また町としてこの流れにどのように対処するかのお尋ねであります。BSE、牛海綿脳症の発生や食品の偽装表示問題などを契機として、食べ物がいつどのようにつくられたのか、生鮮食品の生産者やそれを原料とする食品メーカーが、生産から販売にかかわるさまざまな情報を開示し、販売店や消費者がそれらの情報をさかのぼってたどることができる仕組み、いわゆるトレーサビリティの要請が高まっており、この動きは今後ますます強まってくるものと考えます。

BSE問題に限らず食中毒など食品事故の際に、発生源や流通ルートの特定、製品回収や消費者の注意喚起など、問題発生時の素早い対応と迅速な原因究明に活用できるため、農林水産省では消費者保護政策の一つとして整備を急いでおり、国産牛肉については、トレーサビリティを制度化する法律が今年11月公布されております。

北海道でも今年3月に策定した道産食品の安全・安心フードシステム行動計画の中で、まず、牛肉のトレーサビリティシステムについて今年度から生産情報のデータベース化や情報公開システムの整備に取り組むこととしており、牛肉以外の品目、米や野菜、水産物についてもシステム導入のための検討を進めることとしております。また、肉や米、野菜などの生産者、スーパーや生協などの小売業の間では、既に消費者の信頼を確保する手段として導入が広まっており、カキに関しても韓国産カキの偽装表示事件があった宮城県で一部導入が始まっております。

特産のカキを初め漁業と酪農を基幹産業とし、道内有数の食料供給基地である厚岸町においても、生産物の品質と安全を高めると同時に、安全で安心な厚岸ブランドを確立するためにも、食べ物がいつ、どのようにつくられたのかを明らかにするトレーサビリティは大変重要と考えておりますが、この仕組みづくりには、生産者や流通事業者の主体的取り組みが不可欠であり、町としてどう対応すべきか、またどのようなことができるのか、国内の動向、国や道の方針に注視し、検討してまいりたいと思います。

次に、2点目の北洋サケ・マスの出漁状況についてのお尋ねのうち、1つ目の今年の出漁状況と今後の見通しについてのお尋ねであります。ロシア 200海里内サケ・マス漁の操業条件をめぐるロシア国家漁業委員会と民間交渉が難航を極めました。6月3日妥結し、約1カ月おくれでの出漁となりました。一時は、お話ししておりましたとおり、出漁断念との報道があった中での出漁であり、最悪の事態は回避できたものの、昨年より厳しい操業条件や出漁のおくれに伴う影響、さらに来年以降の出漁についても不透明なだけに、今回の交渉地域に大きな不安を与えたところでもあります。

今年の厚岸町における出漁状況であります。中型船団で組織されます全国鮭鱒流網漁業組合連合会、通称、全鮭連からは、所属する3隻のうち2隻であります。さらに小型船団で組織されます北海道鮭鱒漁業部会連合会、通称、道鮭連からは

所属する5隻すべてが出漁しており、合わせますと7隻となります。

参考までに、昨年は全鮭連からは所属する3隻が出漁し、道鮭連からは所属する5隻のほか外来船の2隻を含めて7隻が出漁し、合計10隻が出漁しております。

今後の見通しについてのお尋ねであります。ロシア 200海里内サケ・マス漁の操業条件をめぐるロシア国家漁業委員会と日本の北洋サケ・マス関係4団体の統一交渉団との民間交渉は、例年4月中旬から開始され、交渉の推移を見守ることになります。新聞報道によりますと、今回の交渉では日本の北洋サケ・マス関係4団体の主張が統一せず、交渉が難航し長引いた要因の一つとなったとのことでもあります。200海里以降、旧ソ連の崩壊を経て、ロシア側は自国の漁業を優先し、年々入漁料を引き上げるとともに、値段の高いベニザケ枠も削減してきており、日本側とロシア側との交渉は、さらに困難を増すものと考えております。

厚岸町の主要な1次産業であります水産業のほか関連業界への影響を考えますと、厚岸町の経済が今後の動向いかんによっては一層厳しい状況になることが予想されますので、町といたしましても交渉の行方を注視してまいりたいと考えております。

次に、北洋サケ・マスと、その町経済に与える影響についてのお尋ねであります。厚岸町の経済は、沖合及び沿岸の漁業生産をベースに食品製造業、運輸輸送業、小売販売業など、すそ野の広い関連産業を抱えた水産業に依存するところが大きく、特にサケ・マス漁はサンマ漁と一体となった重要な漁業であり、操業の縮減は町経済に大きな影響を与えることとなります。今年の北洋サケ・マス漁は、先に述べましたが、一時は出漁さえ危ぶまれたものの、厚岸からは最終的に中型2隻、小型5隻の計7隻が出漁し、昨年に比べ中型1隻、小型2隻の計3隻減となりました。厚岸漁協の今年度の事業計画によりますと、1隻当たりの平均水揚げ額は、中型で約1億2,000万円、小型で約5,500万円であり、隻数減による水揚げの減少額は約2億3,000万円と推定され、市場の取扱手数料5%1,150万円が加わり、2億4,150万円の減少と推定されます。

また、水産加工業や運輸業など町内関連産業の経済的損失は、金融機関の調査では、水産統計が公表されている平成13年と比較し9億3,800万円になると推定されております。これは、漁業者や水産加工業の操業実績をもとに出漁隻数の減少などによる漁獲数の減少から、加工原料の不足や中型船、小型船の漁網、漁箱、燃料費などの需要の落ち込み、従業員や乗組員の収入の減少などを試算したもので、

水産加工業で7億 3,940万円、運輸、石油販売、製函業でそれぞれ 1,000万円から 3,000 万円の損失となり、企業や船主の減収により従業員や乗組員の収入は 7,460 万円の減少となると見積もっています。

水揚げ高の減少分と合わせた町経済への影響額は、おおむね11億 8,000万円に上るものと思われます。

続いて、健康増進法の施行と町の対応についてお答えいたします。

まず、1点目の健康増進法の概要についてであります。我が国における高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い国民の健康増進の重要性が増大しており、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が要請されていることから、健康増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進を図るための措置を講ずることとしたものであります。

基本的な考え方として、国民はみずからの健康増進に努め、国、地方自治体、健康増進事業実施者等の関係者が相互連携して、国民の努力を支援する国民主役の法律となっております。

また、厚生労働大臣の定める国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本方針は、21世紀における国民健康づくり運動、いわゆる健康日本21の内容を踏まえたもので、健康審査等による疾病の早期発見、早期治療の2次予防や、疾病が発症した後、必要な治療を受け、機能の維持及び回復を図る3次予防にとどまらず、生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病の発病を予防する1次予防に重点を置いた内容となっており、平成15年5月1日から施行されております。

次に、2点目の健康増進法の施行に伴い国は喫煙に関するガイドラインを出している。「みんなすこやか厚岸21」においてたばこを重点目標に挙げている厚岸町は、これを受けてどのような施策を展開するのかについてであります。健康増進法第8条の規定により市町村は健康増進計画の策定をしなければなりません。厚岸町においては平成14年に「みんなすこやか厚岸21」を既に策定済みでございます。

このたび見直された喫煙対策のためのガイドラインでは、受動喫煙防止対策をより強く求める内容となっております。「みんなすこやか厚岸21」のたばこに関する理念的目標の中で、公共の場及び学校や職場における禁煙、分煙対策の推進をうたっております町としては、職場の安全衛生委員会等へ情報提供するなどして、喫煙もしくは有効な分煙対策の実施を働きかけてまいりたいと考えます。また、町の広

報紙を利用して町民へのPRに努めますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の公共施設、特に学校や病院などで敷地内禁煙とするところが多くなっている、町はどう対応するのかについてであります。学校等の教育施設につきましては、後ほど教育長から答弁いただくことにしまして、それ以外の公共施設につきましてお答えをいたします。

現在までに施設内を全面禁煙しているところは、保育所と児童館の全部、カキ種苗センター、それに各公衆トイレであり、さらに本年6月2日からは保健福祉センターが施設内全面禁煙となっております。先に触れましたとおり、健康増進法の施行とともに職場における喫煙対策のためのガイドラインの見直しがされ、受動喫煙の防止対策がより強められておりますが、この新たなガイドラインによりますと、分煙のための施設、設備につきましては、たばこの煙が拡散する前に吸引して野外に廃棄する機器を設置した喫煙室や喫煙コーナーを設け、この区画以外に煙を漏らさないようにすることになります。

現在、役場庁舎内に置かれている空気清浄装置は、ガス状成分を除去できないという問題点があり、これらの設置のみによる分煙対策では不十分な状況にあります。このため、過日開催されました役場本庁、病院及び教育委員会との合同衛生委員会におきまして、健康増進法やガイドラインの内容について各職員、委員の認識を得るとともに、各職場においてガイドラインに沿った受動喫煙防止対策の強化が必要との意見一致が見られたところでありますので、各職域、施設に応じてどのような措置がとり得るのか、さらに職員の意見も把握しながら検討を加え、再度協議することとしております。

適切な喫煙対策の方法としては、全面禁煙とする方法と、喫煙室を設けて受動喫煙を防止する空間分煙を徹底する方法があり、それぞれの施設の状況に応じて異なる対応も出てまいりますが、いずれにしましても職員及び施設利用者等の理解を得ながら取り組みたいと考えております。

なお、町立厚岸病院における喫煙対策につきましては、喫煙場所から非喫煙場所にはたばこの煙が流れないように、各階に喫煙所を設けて分煙対策を行ってきておりますが、新しい分煙効果の基準を遵守した内容で分煙を進めるためには、2階と3階病棟での喫煙コーナーを廃止して、1階待合室の喫煙室に集約しなければならないと考えております。これらの対策は、たばこ喫煙者の健康を損なうのはもちろんの

こと、たばこの点火部分から立ち上がる副流煙が主流煙より多くの有害成分を含んでおり、たばこを吸わない人の健康をも損なうことになるからであります。このようなことから、将来的には院内全面禁煙を目指して取り組みを進めなければならぬと考えております。

また、敷地内での禁煙に対する考え方ではありますが、幼児や児童にかかわる施設の敷地内につきましては、子供たちへの教育上の配慮も大切でありますので、禁煙とする措置も必要と存じますし、保護者などの理解を得ながら取り組みたいと考えております。

次に、4点目の児童・生徒の喫煙行動、妊産婦の喫煙行動と町の対応でございます。

児童・生徒については教育長から答弁があります。

妊産婦の喫煙については、平成14年度から母子手帳交付時に聞き取り調査を行っております。調査は、妊産婦本人の喫煙の有無についてのほか、喫煙本数、家族の喫煙状況を聞き取りして、喫煙者には、たばこの有害性について資料を渡しながら説明して、喫煙するよう指導しております。さらに出産後の家庭訪問時に、喫煙について母子手帳交付時以降の状況を調査しております。母子手帳交付時の調査では、110人の交付者のうち25人の妊婦が喫煙をしており、そのうち14人は1日10本以上喫煙しているという結果が出ております。今後、これらの調査結果を分析検討して有効な対策を図りたいと考えておりますが、この調査につきましては、妊婦から出産までの一定期間が必要なため、平成14年度母子手帳交付者の出産後の状況調査を現在も行っているところであり、調査結果が出るまでにはもう少し時間がかかりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、SARSの予防と、この病気について町民にきちんとした知識を持ってもらうための働きかけはどのように行っているのかでありますが、ご質問のSARSにつきましては、昨年初めて確認され、また予防薬や治療薬の開発されていない新しい病気でございます。この病気についての知識普及については、新聞、テレビ等のマスメディアが情報を掲載、放送しておりますが、町民を対象とした町独自の知識普及については、今のところ6月16日に保健福祉総合センターで開催いたしました新型肺炎SARSの説明会だけでございます。

説明会は、釧路保健所の職員を講師に、一般町民と町職員、消防職員、合わせて

40名が出席して、SARSの概要、SARS症状の定義、患者発生時の対応について説明を受けております。また、SARSが疑われる方は保健所へ連絡してくださいというチラシは、1度配布しておりますし、今後もチラシ等により町民への情報提供を行いたいと考えております。

次に、SARS患者が町内で発生した場合、どの機関がどの機関と連携をとりながらどのように対応するのかであります。まず、SARS患者と判定されるには、急な発熱や呼吸器症状がある方で、発症10日以内にSARSの発生が報告されている地域へ旅行したなどの条件を満たした方をSARS疑い例といい、さらに、レントゲン写真での所見やウイルス検査で陰性となった方を可能性例といい、その後の高度なウイルス検査や病状の診断によりSARSと判定されると伺っております。

町内で患者さんが発生した場合、最初は疑いの例の取り扱いで、直接、患者さんから釧路保健所へ連絡するか、町の保健福祉課、町立厚岸病院及び厚岸消防署に連絡が来た場合、それぞれの部署が釧路保健所に連絡をし、連絡を受けた保健所は、患者さんから事情を聞き、受診する医療機関を指示します。診察の結果は、保健所を通じて町にも連絡が来ますが、可能性例と診断されますと、患者さんは陰圧の病室のある医療機関へ北海道の責任で転送されます。町としては、保健所の指示により消毒や接触者の把握などが必要になるものと考えますので、保健福祉課を窓口、保健所と緊密な連携をとりながら対応してまいりたいと考えておりますし、発生状況によっては対策本部の設置をしなければならないものと考えております。

次に、管内で発生した場合でございますが、ただいま町内で発生した場合でもお話しいたしましたが、疑いのある方は受診する医療機関の指示を受けるため、すべて保健所へ連絡することになっております。このため保健所にはすべての疑い例や医療機関受診後の情報が集められることになり、疑い例発生の際当該自治体には直ちに連絡をすることになりますが、それ以外の自治体への連絡については、ケース・バイ・ケースで対応するというのが保健所の考えであると伺っております。

しかしながら、疑われる方の移動状況等については、他の自治体での発症でも消毒や接触者の把握などが必要になることが考えられますので、保健所と密接に連絡をとりながら対応したいと考えております。

以上でございます。

ただいまの答弁で訂正をしていただきたい部分がございます。

トレーサビリティを制度化する法律の公布日を今年11月と答弁したそうであります。今月11日でございますので、ご訂正をさせていただきます。

議 長
教 育 長

教育長。

私の方からは、3点目のご質問のうち教育委員会所管となります、③の学校における敷地内禁煙についての町の対応と、④の児童・生徒の喫煙行動と町の対応について答弁させていただきます。

まず、町内の各小・中学校におきましては、これまで非喫煙者への健康等の配慮から、喫煙室や職員室に喫煙コーナーを設け、換気扇や空気清浄機を設置するなどし、分煙対策に取り組んできたところであります。

このたび健康増進法が制定され、学校の施設管理者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとする第25条の規定により、受動喫煙防止対策が積極的に求められたところであります。教育委員会といたしましてはこれらに対処するため、5月の定例校長会議と教頭会議において受動喫煙防止に関する資料を配付し、あわせて町の健康づくりの指針となります「みんなすこやか厚岸21」の重点目標の一つになっている、たばこのことについて説明をいたしたところであります。

各学校における現在の分煙状況を見ますと、法の要求する完全分煙化には不十分な学校も少なくありません。一方、教職員の喫煙率も全校平均で32%に達している実情があることから、何よりも教職員の理解と協力は不可欠であるというふうと考えております。みずからの健康のためであることはもちろんのこと、児童・生徒に禁煙教育を行っていかねばならない立場であることを認識いただき、学校での完全分煙化や完全禁煙化あるいは敷地内の全面禁煙化について、各学校において職員会議等を利用し、職場全体でよく話し合っしてほしい旨、教育委員会としてもお願いしたところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、児童・生徒の喫煙行動と町の対応についてのご質問でございますが、平成8年の未成年者の喫煙行動に関する全国調査によりますと、月1回以上喫煙するものの割合は、中学校1年生では男子で7.5%、女子で3.8%、高校3年生男子では36.9%、女子で15.6%となっており、学年が上がるほど高くなっております。毎日喫煙者の割合では、中学校1年では男子0.9%、女子0.4%に過ぎませんが、高校3年生男子では25.4%、女子7.1%にも達しており、月喫煙者のかなりの部分を毎日

喫煙者が占めるとの結果が出ております。

また、町が平成13年度に実施した健康意識調査結果では、初めてたばこを吸った年齢別では、小学校からが 2.7%、中学校からが 6.1%、16歳以上18歳未満が13%など、未成年のときから吸ったという率は43.9%にも達していることがわかっております。現在における町内中学校における状況ではありますが、日常の指導を強化してきていることもあって、校内での喫煙は以前よりかなり減少してきているというふうに聞いておりますが、指導したケースの中には常習化している実態もあり、保護者とも十分話し合いをするなど、個別指導をしたところであります。

新たな時代の担い手である未成年者の喫煙については、法律により禁止されており、防止していくことは当然の責務であり、喫煙の健康に対する影響から保護する観点に立った喫煙防止対策を講じる必要があります。教育委員会といたしましては、平成7年のたばこ行動計画検討会報告書において示された考え方を尊重した今後のたばこ対策についての通知の趣旨、及び「みんなすこやか厚岸21」に定める課題、目標を踏まえ、引き続き次の喫煙防止教育を進めてまいりたいと考えております。

小・中学校におきましては、体育、保健体育の授業のほか、学級活動、総合的な学習の時間等で指導してまいりたいと考えております。また、たばこを薬物使用の入り口としてとらえ、指導を徹底していくための薬物乱用防止教室を開催できるよう各学校に要請してまいりたいと考えております。

また、家庭などの身近な環境が喫煙に対して寛容であることも、大きな要因の一つであると言われていることから、児童・生徒の父母に対しては、黙認することのないよう、学級学年懇談会を通して喫煙防止の啓発に努めるなど、学校や家庭、地域関係機関とも十分連携を図りながら、社会全体の中で幅広く喫煙を防止する環境の形成に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議 長
1 番

1 番。

まず、順番に従ってお聞きしますが、カキ生産についてであります。今のお話を伺っておりますと、聞き取り調査を行った、それで越冬させる管理方法にもいろいろな違いがあるし、そういうことで少ないところでは30から50%、多いところでは9割方死ぬというふうに随分ばらつきもある。原因としては、寒かったからではな

いか、浅いところはやられているけれども深いところはそんなではない、卵の放出がきちんとできなかったのではないだろうかというような話でご答弁があったわけです。

それです、この聞き取りは町が行ったんですね。その優位差があるということについてもいろいろばらつきがあるというわけですが、それはどういう項目をきちんとつくって聞いているのか。

それから、その深さの問題はおっしゃっていました。湖内の場所によって著しい違いがあるのかどうか、あるいは同じ網の中で、隣が死んでいるけれどもこっちは何ともないというような形なのか、あるいは一レーンの中で上の方だけ死んで下は生きているというような状況が見られるのか、細かくいろいろな要素をとっていかなければならないというふうに思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

それから、去年は冷夏であった、水温が低い、だから元気がなかったのではないのか、そういうことで死ぬ数もふえたのではないのかというようなふうにも聞こえるお話でしたが、去年は夏場が寒かった、水温が低かったというのは、いつを基準にして言っているのか。そして、その統計は、例えば50年間程度の中で言えることなのか、去年と今年を比べたら去年が低かったという程度のものなのか。データというものについて、やはりそういうことまできちんと言わなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

それでまた、人はいろいろにおっしゃいます。いろんなことを言います。山の木を切ったからだという人もいます。今おっしゃったように水温が低かったからだという人もいます。たくさんつくっているからだという人もいます。あるいは、何か海水の成分が変わったのではないのかという人もいます。プランクトン総量がどうだという人もいます。こういう事象がありますと、やはり皆それぞれ自分が気づいたものを原因にして何とか理屈をつけるというか、理由づけをしないとなかなか気持ちがおさまらない、そういう気がいたします。

しかし、先ほど町長の答弁もあったように、自然というのは非常に複雑に入り組んでおりまして、そういうことが簡単に言い切れるかどうかということになると、これはまた別の問題だということなわけです。そういう意味で軽々に、原因を何か幾つもある中から1つ2つ選び出して、これだろうというようなところで納得してしまわないことの方が大事だと思うんですよ。そのためには、いろいろな要素の具

体的な事象をできる限り正確にとって記録していくことが大事だと思う。それで聞きするんですが、湖内には今、カキはどれだけの量が生産されているんですか。全体量です。そして、その全体量のうちのどれだけがへい死しているんですか。そういうことはきちんとつかみ切れていますか。

それから、この調査に関しては、現在一通りのことを聞き取り調査なさったというふうにおっしゃっていますが、今後はどのような形で続けていかれるのか、あるいは今回の聞き取り調査をもって終わりとするのか、そのあたりはいかがでしょうか。

次に、カキというのは厚岸町の基幹産業である水産業の大きな一翼を担うものがあります。しかしそれは、また見方によりますと、町内にあまたあるいろいろな職業の中の一業種、一分野に過ぎないわけです。厚岸町が行うことはどういうことを行えばいいのか。それから、生産団体である漁協がありますね、そこでは何を行うのか。そして、漁業者個人としてはどういうことを行うのか。こういうそれぞれの役割分担を、これは何もカキに限らないんですが、生産についてやはりきちんと役割分担をしていかなければならないと思うんですよ。今回のカキのへい死というのは、非常に辛い話でもあるわけですが、こういうものを一つの題材にして、こういう役割分担といいますか、それぞれ持ち場、役割の区分といいますか、それについてはどうにお考えになっているか。

それから、厚岸町は現在、湖内、湾内で水質調査というような基礎調査を行っています。これは何年間行ったのか。そして、こういうものによって、といっても2年や3年で何が見えてくるのかということですが、そういう中でも何か見えてきているものはあるのか。そして、それでもいいのか、それともこれはずっと続けていくことによって何かが見えてくるというものなのか。そういう基礎調査に関する基本的なお考えをお聞きしたい。

次に、トレーサビリティの話なんですが、町長のご答弁はトレーサビリティ全般についてのご説明が非常にありまして、私としては、このカキ生産についてという中でトレーサビリティの話を聞いているわけです。ただ、生産履歴情報開示などというものは今までなかった、ほとんど我々も耳にしたことのない概念なものですから、そのいわば基礎知識のような意味でおっしゃったんだろうと思うんだけども。

カキセンターに行きますと、玄関入ったところに大きく横に書いてあります。生

まれも育ちも厚岸です。あれはまさにトレーサビリティですね。

このように今、町長、ご答弁で全部おっしゃってくださったんですが、BSEの問題、そしてそれを奇貨として、まるで火事場泥棒のような事件が起きましたよね。国の補助金を、いわばごまかし取るような業者が出てきたり、いろんな問題がありました。それで、生産履歴の情報開示というのは非常に、これは消費者の信頼を得るためには絶対に必要だということで農水省は、お役人が言うと全部こうやって片仮名になってしまうんだけど、トレーサビリティということを非常に強く言って、今月の11日からこれが施行されていくという話だそうですが、こういう流れの中で実は2つ考え方があると思うんですよ。

非常に生産者にいろんな義務を課せられてきて大変だというふうに、マイナス面からとらえていく考え方もありますよね。ただし、一步先んじてこういう流れを利用することで他との差別化ができる、そして厚岸町の、今、水産物に限って言いますが、水産物について消費者の強い信頼を得ることができる、安全と安心という言葉も町長もお使いになっていましたが、まさにそれを納得してもらえると、それにはこういう流れを利用することが大事だというふうに、プラスに考えていくのも一つの発想ですね。そういう点で厚岸町の基本姿勢をお聞きしているわけです。

だからといって、今すぐあれしようこうしようというような、なかなかものではないことはよくわかりますが、それだけにきちんと情報を収集し、いわばみんなで勉強して、そしてこれをどういうふうにして利用して、厚岸町の商品が、いわゆる消費者への信頼を受けていくかというようなことを、どのように構築していくかということを考えるのも一方法であろうと思うのですが、このあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

なお、ちなみに、先ほども町長がいろいろおっしゃってくださったので、農産物に関しては随分といろいろ出てきてます。これは何も、農水省が言っていますから食料品の問題のように言われていますが、そうではないんですね。例えばコンピューターみたいなものでも、いろんな部品が各国から入ってきます。そして、それを組み立てているんですが、そのときに、それはこういうようなところからこういう部品を持ってきて、ここで組み立てて、その部分をまた集めて、こういうふう組み立てたということが全部追いかけることができる。それがまさにトレーサビリティだと言われてます。塩でも今、言われ出しましたね。国産の今、塩と言っている

んですが、それが実は中国大陸だとかヨーロッパから岩塩で日本に輸入して、これを一遍解かして再結晶化させたものであった場合、それを国産ですということだけで済むのですかというような形で、いわゆるこれもトレーサビリティの問題として報道されていました。

こういうふういろんな分野で今、出てきている生産履歴の情報の開示という流れですので、これはやはり注目する必要があるのではないかと思いましたが、それで申し上げたところですが、そのような基本的な考えをお聞かせいただきたいわけでございます。

次に、北洋鮭鱒につきましては、資料も出していただきまして、よくその影響度というものについてはわかりました。ただ、私がここで今後の見通しと、それから影響の話だけお聞きしたので、その言ったことだけにきちんと答えているということで、その先がないわけですが、それは私の質問の仕方もへたくそだからでしょうけれども、ちょっと付加させていただきますが、いわゆる中部船、黄色い船ですね、ぼくからおかのものに言わせると、これで大体18人ぐらい乗っているそうです。それから、小型船、道鮭連の船ですか、これで大体8人から9人乗っているそうです。今、北洋鮭鱒に出た船は、この時期が終わりますと次にサンマに入ります。そうすると、そこの乗組員の方たちは、まず北洋海域での仕事が終わって、それから今度は秋、サンマ海域に入るということで、一応通年の仕事があるわけです。

ところがこれが、鮭鱒がなくなりますとサンマ時期までの仕事が切れてしまうわけです。とって、他の船に乗るとか、あるいは他の仕事につくということになりますと、サンマのときに、そちらをではごめんないと言って帰ってきて、すぐ乗るといことも、これも現実問題としては難しい。したがって、俗に親方保証というんだそうですが、船主の方も非常にづらい中で月に10万円とか15万円というような話もちんちん聞いていますが、幾らか知りませんが、そういう保証金を出して、何とかそれまで辛抱してもらおうと、そして、サンマのときに頼むなというような、お互いに非常にづらい状況になってきているわけです。しかし、それでも切れない人は、結局、他に職を探さなければならないという状況が出てきております。すなわちサンマは鮭鱒の裏作と言われていたんですが、表がなくなっているという状況で、これは雇用に非常に大きな影響を与えているのではないかというふうに思われます。こういうことについても、町として何らかの手当をしていかなければな

らないというふうには考えているのでしょうか。

それで、そのほか見せていただきますと、いろんな業界にいろいろと大きく影響を及ぼしているわけですね。それは、大手の会社だけではなくて、小さなと言っでは怒られるんですが、中小のいろいろなご商売をなさっているところ全部に影響が出てきているわけです。例えば食料品店なんかでは、俗の仕込みといいますけれども、船それから乗る方がその航海用のいろいろな食料品を買いますよね。これだつてやはり、1軒当たり何百万円というようなものにもなるお店も結構あるようです。そういうものが今この時期にぽんとなくなると、他のお客さんを開拓して、これを補うということはほぼ不可能に近い現況です。

というふういろいろな影響が出ているということは、先ほどご説明いただいたんですが、こういう経済に大きな影響を及ぼすものについて町としては、だからといってこれを完全に、全面的に明るい方向に町独自の力でできるのなら、とうにやっているはずなんですけれども、そういう大変苦しい中で、やはり何らかの対応はしていかなければならないというふうに思うんですけれども、このあたりについてはどのようなものを考えていらっしゃるのか、その点についてお聞かせをいただきたいわけでありませう。

次に、健康増進法です。先ほどのご説明にありましたように、健康増進法というのは、2年くらい前でしたか、出されました生活習慣病対策としての国民の健康づくり施策の基本方針として出された健康日本21を法制化したものです。と同時に、非常古い法律なんです、栄養改善法というのがありました。それを引き継いでおりますね。それで、厚岸町の場合には先駆けて、「みんなすこやか厚岸21」という、「すこやか親子21」と、それから「健康日本21」を一緒にして、そして非常に大きな計画を立てております。その中で、塩と歯とたばこ、これをまず厚岸町の住民の健康づくりの3本柱として規定しております。

そこでお聞きするんですが、このたばこについて、この「みんなすこやか厚岸21」の基本的なものの考え方として、節度ある喫煙、分煙を目標にしているのか、それとも1人でも多くの禁煙を目標としているのか、基本的なものの考え方を、まずお聞きしたいわけですね。

それで、私はあえて公共施設のところに敷地内禁煙というふうにご書いておきましたが、敷地内禁煙という考え方は、これは全き禁煙を前提にして、それを目標にし

て考えているものの考え方であります。それから、施設内禁煙あるいは分煙、これは節度のある喫煙ということを経済目標といたしますか、到達目標として考えているものの考え方であろうと思うわけです。ですから、もう一度言いますが、ここに出しました「町民がつくる健康なまちづくり計画、みんなすこやか厚岸21」の基本的なものの考え方は、節度ある喫煙なのか、それとも禁煙なのか、その点についてまず基本的なものの考え方をお聞かせいただきたい。

その上で申し上げますが、こういうことを言っていくと大変煙たがられるわけですね。私はたばこを吸わない人間ですので、そう言えるんだらうというふうなにも思われます。それはそのとおりなんです、やはりまず町民に対して啓蒙啓発、今、行政では啓蒙という言葉は、無知蒙昧なやからに対するというようなイメージがあるので啓発という言葉に統一しているようですが、これを行っていくというときに、具体的にどういうことをきちんと知らしめていくかという話になってくると思うんです。チラシを出すとか、こういう機会に言いますとかというのは方法です。それ以前に、厚岸町としての基本的な考え方なんです。

それで、ちょっとお聞きしますが、まず、この前もちょっとマスコミの報道に出ておりましたが、釧路地区での喫煙行動の調査というのが行われておるようですが、これが全国、全道平均を大きく上回っています。それから、そこでのアンケート調査の中で、たばこの害に対する意識というのは非常に希薄だと、余り知らないんですね、そういう話も出ております。やはりたばこというものがどういうものかということを知ってもらおうということが、非常に大事だと思うんです。

前にたばこは麻薬だという話をしましたが、今回は教育長の方から薬物乱用の入り口だというお話が出ておりましたが、専門家に言わせると、今、麻薬として指定されているものの中には、たばこよりはるかに害の少ないものが幾つもあると。だから、今この世の中にたばこというものが出てきたら、即、麻薬として指定されたであろうと、これは通説のようです。

ただ、そういう話を延々としてもしょうがないんですが、二、三、申し上げますが、副流煙というのはたばこの先から出てくる煙ですね、置いておいたときに。これがニコチン、タールで3倍、一酸化炭素で4.7倍、アンモニアで46倍というふうな主流煙よりも非常に害が大きいということもはっきりしています。

また、経済効果という点で、前に1度、沖縄県での調査というのをちょっと申し

上げたことがあるんですが、たばこ税というような形で県全体に入る収入の約3倍が、たばこに伴う損失として自治体の負担になっているというようなデータも出ております。今回、国全体のデータをちょっと見つけましたが、これによりますと国全体で、国と自治体を合わせて2兆578億円ぐらいたばこによる収入があるそうです。しかし、直接の社会的損失だけを挙げてみても3兆7,934億円、ですから1兆7,356億円のマイナスになっているということですから、決して、今、何か税の移譲とかいうことでいろいろ言っていて、自治体の方にあげるよというようなことを言っていますが、たばこというのは自治体を潤すものではないということは明確なようであります。

それで、特に未成年者の喫煙と、それから妊産婦の喫煙というのは、たばこの害が非常に明確にというか、一番強く出てくる部分でもあるわけです。これについても今、教育長のお話によると、30何%の教職員が喫煙をしている中で、こういう教職員の理解を得ながら進めていかなければならない。それから、学校の自主性というものもあるから、教育委員会だけがいきなりぼんと言うような種類のものでもない、またいきなりぼんと言ってみたところで、効果はないだろうというような趣旨のお話があつて、全くそのとおりなんです、その喫煙を行っている教職員たちがこういうことを知っているんだろうかということなんです。

1つは、非喫煙者と未成年喫煙者の差というものを見ますと、死亡率でいうと1.4倍、未成年者喫煙者が。それから全がんで、がんすべてでも1.8倍になります。これが一つ一つ見ていきますと、特に喉頭がんになると34.5倍というような数字が出ています。あるいは、50から59歳までに死んだ人を見ると、がんが4.25倍、虚血性心臓疾患で10.34倍、総死亡で3.78倍、これは未成年者のときからたばこを吸っていた人と、そうでない人の差です。こういうふうに非常に未成年の、いわゆる発達時期からこういうものを取り込みますと体には悪いんですね。

それから、児童・生徒に関して言いますと、私はもう一つ大きな私は問題があると考えています。それは道徳性の問題です。先ほどもちょっとお話がありましたが、喫煙に対して親が非常に寛容だという話がありました。今、全部が全部とはもちろん言いませんが、親御さんの中には、ある種の妙な物わがりのよさをもって子供と接するということをよしとするような風潮があるようです。これは、親ならばある程度子供には厳しくしなければならぬ、あるいは反発されなければならないこと

をしなければならないんだけど、そこを避けてしまう。親でなくて友達になってしまうんです。こういうことの中の一つに、学校で吸うと先生に怒られるから、家に帰ってきて家の部屋では吸っていなさいというような式の話になってしまう。そうすると、道德の問題というのはこういうことなんですが、規範意識というものを、きちんと感受性豊かなときに取り込まなければならないその時期に、ダブルスタンダード、二重基準といいますか、表はこうだが裏はこうだと、紙にはこういう規制が書いてるけれども、そんなものはこうやればすり抜けるということを先に教えてしまうんですね。そうすると規範意識というものが育たなくなってしまう。このことが非常に大事なんです。すなわち親なり、あるいは年寄りといいますか、大人は子供に何を残してやれるかという話と綿密に結びついてくる部分だと思うんです。そういう意識をきちんと持っていただきたいということは、やはり教育長もおっしゃるべきことではないかと、そういうふうに思うわけです。

要するに、これをもうちょっと敷衍して言いますと、社会的な責任といいますか、あるいはその人の行動が社会的影響を与えるような立場の人は、常にそのことを考えて行動しなければならないということに結びついてくるということなんです。たばこというものが道德と関係があるというのはこういうことだと、私は思いますが、その点についてもお考えがありましたらお聞かせいただきたいんです。

それと、母子手帳交付の際に調査をなさっているということで、妊婦と喫煙の話をおっしゃっていただきました。まさにありがたいことで、どんどん進めていただきたいんですが、たばこをのんでいる場合、未熟児の出生率がたばこをのんでいない母親から生まれるよりも 2.4倍、低体重児でも 2.4倍、1日に16本以上ののんでいる場合には、これが何と 4.5倍になるんですね。それから、千代富士の子供さんがたしかこういうことで亡くなられたんじゃないかと思うんですが、乳幼児突然死症候群という、今、非常に恐ろしいものがありまして、ぼんと赤ん坊が亡くなってしまうんです。原因がまだ完全につかめてはいないようですが、その中にはたばこの影響、たばこをのんでいる親御さんの子供さんに、やはり相当多く出てくるといいう、もちろん全部が全部ではないですが、研究結果もあります。また、子供が成長していくときの成長度合いに明らかに差が出てくるといようなこともあります。そういうことを若い女性が全然知らないという結果も、先ほど申し上げた釧路地区調査の中では出ております。

それともう一つ、非常に恐ろしいのは、母子手帳を交付する、いわゆる自分が妊娠しているということがわかるのは早くて1カ月だそうです。遅ければ3カ月ぐらいかかるそうです。ところが、妊娠してからの最初の何週間というときが一番影響が大きい時期なんだそうです。そういうことを含めて、やはりこういうものについての啓蒙啓発というのはやり過ぎることはない、そのように思いますけれども、いかがでしょうか。

そういうことで、たばこというものにはいろいろな問題がありますが、やはり最初に戻りますが、こういう計画を立てて、たばこということを大きな柱として健康政策を進めていこうとする厚岸町としてどうするのかというようなお考えから入っていただきたいと思うわけです。特に、教育機関、病院、そしてそれに準ずる健康関係の施策を行う本拠地であるあみか、そういうところが施設内禁煙をもってよしとするようなことでいいのかどうかという話もあるんですが、そういうことについてはどのようにお考えなのか。なお、反論として、たばこは嗜好品であると、したがって、そうそうたばこをのむ人間の権利を阻害するなというようなお話に関しましては、お酒も嗜好品だということを申し上げておきます。いかがでしょうか。

それから、長くなりました、簡単にしますが、SARSに関しましては、担当者が大変ご苦労しているということは漏れ伺っております。国や道の対応がなかなかきちんとしていない。厚岸町としてはどんどん情報を出したくても、保健所の方に待たせられているんじゃないかと思われるような節さえ、わきで見ていると見えます。

そういう中で、町民に対してやりましたというのが、あの紙切れ1枚と、6月16日にあみかで行った説明会、ただの1回、これは月曜日、3時ごろからでしたね。町民はほとんど出られませんわね。ですから、これはむしろ町民向けというよりは職員向けであり、消防職員向けであったというふうに解釈した方がすっきりするんじゃないかなというふうに、私は思うくらいなんです。今、コンピューターのホームページだとかそういうところで見ますと、いやになるぐらいSARSに関する情報というのが、これは国を初めとして各自治体や、あるいは専門家から流れています。また、先ほど町長のご説明があったとおりに、新聞やテレビやそういうところでもどんどん流しています。

例えば、新聞の切り抜きと、それからそういういろいろなホームページからのもの

のを印刷して、情報館や学校や病院やあみかや、もちろん役場や福祉センターや、あるいは漁協、農協のように協力してくださるようなそういう施設に、SARSコーナーというようなものをつくって、見たい人はいつでも閲覧ができるような、そこに行くと、自分は道新しかとっていないけれども、朝日にも毎日にもこんなこと書いていたのかというのが読めるような、そのようなことだってやる気になればできるんじゃないですか。何もチラシを町民の中に配る、そのときに保健所と打ち合わせをしてオーケーをもらったものだけしか配れない、そういうものだけが伝達ではないのではないですか。

SARSというのは一つの事象でありまして、何かこういうようないろいろな世の中に奇々怪々たるものが出てきて、町民にいろいろな情報を伝達したいとしたときには、いろいろな方法でやることを、そのできる中から何かないかということを考えていく態度が必要なのではないかと、そういうふうに思うんです。その点でいかがでしょうか。

それから、今のこの状況の中で、厚岸町の中にぽんとSARS患者が出てくるという可能性は、私はないというふうに祈っているわけですが、これは期待を込めてそのように判断しているわけですが、しかし、万に一つそのようなものが出てこないとも限りません。国や道の基準によりますと、中国だとかそういうSARS汚染地域に旅行した人となっているんですが、実際には、可能性としてはいろいろ考えられます。人込みの中に入ったら、たまたまそういうところにいた人からうつってしまったということだって、ないとは言えない。そうすると100%、全く厚岸町で患者が発生することなんかありませんよとは言いきれないわけですね。そのときにどうなるか、どうするかということについては、場合によっては対策本部の設置も必要であろうと、だから考えていこうと思っているというだけではなくて、やはりもしそういうものがぽんと現れたときに慌てないで、このようにするんだというある程度のものは、既につくって構える必要があるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

以上が2回目の質問であります。

議長
水産課長

水産課長。

ただいまのご質問に対しましてご答弁を申し上げます。

まず、第1点目の聞き取り調査は町が行ったのかといった内容でございます。こ

の聞き取り調査につきましては、当初、へい死の被害の状況が私どものもとに入っ
てまいりましたので、漁業組合に問い合わせをいたしましたところ、被害届が1件
も出されていないということでございましたので、私どもとしては聞き取りによる
調査を行うということにしたわけでございます。

漁組としては、普段、大小にかかわらず被害を受けた場合、報告するよう指導し
ているということでございましたけれども、今回のカキのへい死に関しましては1
件の被害届も出されておられません。ちなみに平成13年2月の流水によるカキの養殖
施設が被害を受けた際には、当時 148軒のカキ養殖漁業者のうち51軒の届け出があ
ったということでございます。

町といたしましては、来年以降このような事態が発生しないとも限りませんので、
可能な限り実態の把握と原因の調査に努めまして、へい死の防止対策を講じること
が急務と考えまして、聞き取り調査を行ったという内容でございます。

次に、その調査につきましては、シングルシードの出荷日、5月14、15日に聞き
取り調査を行いました。聞き取りの内容でありますけれども、へい死の状況、へい
死の場所、それから去年の状況とどうかということで、へい死の状況全般にわたる
聞き取り調査でございます。

それから、2点目の場所についてでございます。場所についてでありますけれど
も、聞き取りでは、被害は湖内それから湾内ともに及んでおります。湖内では、主
に厚岸湖内では奥の方に当たりますポロニタイという周辺、神岩周辺、それと湖口
が被害が多かったという内容であります。それから、湾内においては、バラサンの
南防波堤付近が一部、被害が多かったようであります。

それから、3点目、昨年の冷夏の状況はどうだったのかというお話であります。

昨年の夏は、6月から9月まで平均気温はすべて平年を下回ったと。平年値につ
きましては、過去30年間の平均気温につきまして気象庁発表のものを使用しており
ます。

特に8月の気温が低かったようでありまして、太田と釧路町の知方学という漁村
でありますけれども、そこの8月が前月7月の気温より低かったという状況があり
まして、平年に比べて両地点で2度8分ほど平年値を下回ったという状況でありま
して、1日当たりの日照数も平年に比べて、太田で76%、知方学で71%という内容
であります。それから、水温につきましても昨年の6月から3月までのデータを今

取り寄せていますけれども、北大の臨海実験所前で水温を過去ずっと調査している資料があるんですが、平成14年6月平成15年の3月までの水温でありますけれども、8月に限定させていただきますと、8月では、初旬、中旬、下旬とも、ずっとマイナス2度から2.5度の間で、平年より低かったというデータがございます。

4番目の生産量、あるいはへい死している状況をつかみ切れているかという内容でございますけれども、漁協においても種ガキの数量を把握されてございません。湖内の生産量は把握してございません。したがって、へい死の全体量も残念ながら把握しておりません。

それから、5番目、今後調査をどうするのかという内容であります。今回で続けるのか、あるいは今回で終わるかというご質問でありますけれども、調査につきましては、先ほども申し上げましたとおり、来年以降もこういう状況が続かないとも限りません。ましてやここ数年冷夏でずっと経過してございます。そういった関係上、こういった調査も続けてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、町、漁組等の役割分担の関係でございますけれども、水産普及指導所あるいは漁組の関係者の間でも、早い時期での卵抜きの養殖管理の徹底を図ることが、へい死を最小限に抑える有力な方法というふうに意見として一致しておりますので、これらの情報提供について、三者で最善の方法を協議しながら提供してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、水質調査の関係でありますけれども、何年行ったのかということでございます。水質調査につきましては、厚岸湖内のプランクトン調査というのがございまして、これにつきましては、北海道大学が事業主体となりまして厚岸町も協力しているということであります。これは平成12年11月から行われております。それから、厚岸湾の水質調査でございますけれども、開始年が平成13年8月より行われておりまして、全部で5つほど項目がございますけれども、データとしては比較的浅いデータに今現在なっております。

基本的な考えでございますけれども、町といたしましては、こういったデータの蓄積については、短期的なデータではなく長い期間でのデータの蓄積が必要であると、今後とも考えてございまして、そういう認識もしています。厚岸町は現在、このデータの蓄積期間と考えているということでございます。カキ種苗センター職員等にもいろいろ聞くんですけども、ここ数年間のデータによって現在集約されつ

つありまして、いろいろ比較検討できるようになってきたということでございます。これらのデータにつきましては、いろんなシングルシード養殖検討会、あるいは漁業組合の各漁業班に、総会時に資料として配付をして、その配付の際には水産試験場の担当者にもご出席をいただいて説明してございます。

次に、トレーサビリティーの関係でございまして、トレーサビリティーの関係でございまして、町の基本的考え方というご質問でございまして、食べ物がいつ、どのようにつくられたかを明らかにするというトレーサビリティーの関係ですけれども、カキに関しましては、厚岸で種づくりから行う、先ほどご質問者もおっしゃられていましたけれども、厚岸生まれで厚岸育ちのカキは、まさに生産から流通まで追跡できる、生産者の顔の見えるサビリティーシステムに対応した生産システムでありまして、普及に努めたいと考えてございます。

その手法でございまして、シングルシードを一層普及させるため、養殖技術の確立と漁場の環境をどう守っていくかと、それには厚岸湾の環境に関する観測と、それから基本的データの蓄積を今後も図ってまいりたいと考えております。そのことが、厚岸生まれで厚岸育ちのカキを守り育てることにつながると考えてございます。また、新しい価値の形成としてシングルシードが安全で安心な厚岸ブランドとして定着すれば、シングルシードのさらなる普及につながるものと考えてございます。

最後に、北洋漁業の関係でございまして、次年度以降の雇用の関係をどう考えているかという内容でございまして、雇用の関係は、とりあえず来年度以降、安定操業の確保ということを国でサポートしてほしいという関係業界の方の多くの意見が寄せられております。来年以降も安全操業というか、操業が確保されれば、自分たちも来年の見通しが立てられるということでございまして、何人かそういうご意見を寄せられております。

それから、町として経済で何らかの対応が必要でないのかという関係でございまして、現在、北洋サケ・マス中小企業対策についてということで、セーフティーネットという融資制度が新たに計画をされてございます。内容については、今検討中と、正式にはまだ決まっておられませんけれども、特別窓口の設置とセーフティーネット貸付の積極的な対応ということで、とりあえず融資制度を国が考えているという内容でございまして。

以上でございます。

保健福祉課長。

「みんなすこやか厚岸21」の基本的なたばこに対するものの考え方でございますけれども、節度ある喫煙にするか、それとも完全な禁煙を目指すのかということでございますが、「みんなすこやか厚岸21」を作成する段階で検討した中では最終的な結論は出ていないと伺っております。ただ、「みんなすこやか厚岸21」概要版ということで皆さんにお配りしておりますけれども、この中では、喫煙行動を変えるということで、本来であります喫煙行動を変えるというのは、全面的な禁煙につながる表現になるのかなと思いますけれども、この中でさらに、みんなで取り組む方法として、たばこを吸わない人の前では吸わないという形の中で、町民の皆様にごこの概要版を配布してございます。そのことからいたしますと、現段階では一応、節度ある喫煙という形が考え方ではないかと思っております。

次に、町民に対しての啓発を行うときの方法など、チラシ云々はその手段であって中身がどうなんだということが問題だということですが、確かにそのとおりでございます。幾らくさんチラシを配布しても、その中身が具体的でないを受けとった方も効果がないというようなことが考えられますので、その内容について十分検討して、効果のある内容を考えていきたいと、このように思います。

また、喫煙行動の調査結果から、たばこの害の認識が非常に希薄だというご指摘ですが、私どもの方に届いております資料等から見ましても、確かにそのような数字が出ております。こういうことから、やはり効果のある啓発運動が必要ではないのかなと、改めてその具体的な対応策を考えていきたいと思っております。

また、たばこの及ぼす影響額と申しますか、たばこを吸うことによって逆に支出の方に出る部分が、たばこを売ることによる収入と比べてずっと多いということですが、厚岸町の方でも以前「みんなすこやか厚岸21」を作成したときに、1カ月分ですけれども、町民の病院にかかったときの病気の内容の調査をしております。

これによりますと、循環器系、言うなればたばこの影響の一番大きい病気の方ですけれども、循環器系の病気による医療費が1億 5,921万 9,890円という数字が出ております。大変申しわけありません、今のは1カ月分の医療費でございます。循環器系で支払った医療費の総額は、6,526万 9,930円という数字が出ております。もし仮に、男性の方が15%多く禁煙し、女性の方が5%多く禁煙をした場合、この

医療費が計算では 652万 6,000円減るという数字が出ております。そうしますと、もし厚岸町の町民の方が全員禁煙をしたとなりますと 2,937万円ほどの医療費減につながるという、これはあくまでも試算でございますけれども、その数字も出ております。こういうことを考えますと、たばこが町財政に及ぼす影響も相当大きいものがあるのではないかと考えております。

次に、妊婦の喫煙の関係でございますけれども、お話ありましたように、妊婦さんがたばこを吸うことによって早産、軽出生体重、または先天異常など、非常に喫煙をしない人、非喫煙者と比べまして1.何倍から3.何倍という非常に高い確率で発生しているという調査結果が出ております。また、お話ありました乳幼児突然死症候群などにも関係することが疑われております。こういうことから、妊婦さんへのこれからも引き続きの禁煙に対する指導等を行っていきたいと考えております。

また、母子手帳の交付時は既にもう妊娠数カ月ということですので、それ以前からの指導が必要でないかということでございますが、確かにそのとおりでございますが、どういう方法がいいのか、一般的なチラシではなく、もっと的を絞った指導方法、周知方法を考えていきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

あと、屋内だけの禁煙ということによいのかと、敷地内の喫煙も見直してはどうかというお話でございますけれども、あみかにつきましては、町長からの答弁のように、6月から屋内だけの禁煙ということで行っております。現在はまだ敷地内は喫煙ができるという形でございますけれども、屋内禁煙を始めて間もない状況で、これらの状況を見ながら、行く行くは敷地内禁煙も視野に入れながら対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

喫煙につきましては、私の方から以上でございます。

それでは、続きましてSARSの関係でございますけれども、新聞やホームページなどのコピーを多くの方が出入りするところに、コーナー設置などをしてどうかというお話でございますけれども、確かに有効な方法ではないかと考えますので、前向きに検討したいと思います。

また、何かできることをやるということが大事ではないかということでございます。確かにSARSという性質からして、保健所との連絡が非常に重要なことですので、保健所との情報交換をしながら、その中で厚岸町のできることを、そういうことについて前向きに検討したいと思います。

また、もしも仮にSARS発生のときの対策本部ということについても、保健福祉課のまだたたき台の段階でございますけれども、一応、対策本部をつくとすればこのような形がいいかということで検討してございますので、早急に理事者等とも相談しながら、また関係部署とも相談しながら、それを具体化していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長
教育長

教育長。

私の方からは、児童・生徒の喫煙の関係についてお話しさせていただきます。

1回目の答弁でもお話ししましたけれども、非常に高い未成年者の喫煙行動があるということは、非常に問題があるというふうに考えます。1つには、たばこに対するあこがれみたいなものを、社会全体が容認しているのではないかという問題があるのではないかと思います。というのは、コマーシャルでもそうなんですけれども、もう既にアメリカあるいはヨーロッパでは、たばこがこういう形でおいしいですというコマーシャルは、流すべきではないというふうな形になっていますが、日本の場合については、その部分がまだ野放しになっていて、実は子供たちの大人へのあこがれであったり、あるいは映画を見たときに出てくるスターが格好よく吸っているというあたりも、実は喫煙に走る大きな要因であるというふうにも言われております。

実際、私もこのところやめているんですけれども、たばこが本当においしいのかと言われて、ちょっと本を読んだんですが、おいしいという概念というものはやはり違うものではないのかなということも考えながら、ちょっと今禁煙をしているところなんですけれども、学校ではやはり、先ほどもありましたけれども、虫歯の問題とたばこの問題、これについては、健康厚岸の21と連動してどういうふう子供たちに広めていけるかというのをもう一度、教職員、養護教諭を含めて検討していかなければならないなというふうに考えております。

議長
1番

1番。

時間もとっているので簡単にやります。

カキの生産につきましても非常に要領よくご答弁をいただきまして、ありがとうございます。ただ、ちょっと気になったところが一、二ございますので申し上げますが、データの話なんです。平均気温がこうだ、日照数がこうだ、水温がこうだというふうにおっしゃっているんだけど、気象庁の平均気温というのは、ここ

では観測地点が尻羽の先の向こうの知方学、それから太田です。それが即、湖、湾の、特に湖の平均気温と日照を表しているのかどうかの証明はどこまでできているのか。それから水温に関しても、北大の臨海実験所でとっているのは臨海実験所前のデータですね。ここと同じ条件なのかと。だからデータというのは、何をどの程度の精度で、どのようにとっているかということをしちゃんと踏まえないで、ぼんとその数字を持ってきて、まあこっちも似たようなものだろうというようなことでやると、それでうまく行く場合もあるんですよ。うまく行かない場合もあるんです。そのあたりはきちんと検証しているのかどうか。

それから、最後におっしゃった、町として長期にデータを蓄積していこうと思うんだということで、今いろいろなプランクトン調査や、あるいは水質調査、これ水温も全部やっているらしいですよ。何か5項目と言ったから、もちろん全部入るんでしょう。そのものと、ずっと戦前から北大の臨海実験所で行ってきていますよね、それとは直接にはぼんとつながりませんよね。精度も違うし方法も違うし、こういう問題は幾つもあるんです。例えば釧路気象台がついこの間まで山の上にありましたよね。そこでもって全部データをとってました。今度、駅裏の浪花町の方に合同庁舎をつくったから移りました。そうすると単純比較できないんですよ。去年どっち向きの風が何回吹いたというのを、去年は山の上にあって今年はそういうところに行ったら、状況変わってますからね。だからデータというのはそういう意味で、どういう状況のもとにとられたかというのをきちんと検証しなければならないと思うんです。そのあたりはどういうふうにして今おっしゃっているのか。これがちょっと気になったものですから、ご説明をいただきたいということです。

それともう一つ、これはわからないということですので、そういうものなんだなということなんですが、総生産量と総へい死量がわからない中で、死んでいる死んでいるという話になっているという部分がちょっと気になりますけれども、これについては、この後またいろいろな形で調査を続けていくことによって、ある程度のもが出てくるのかどうか、そのあたりはどういうふうにお考えでしょうか。

それから、役割分担に関しては、厚岸町が行うのは基礎的な調査を行って、その情報を提供すると、それを後は、生産団体である漁協、そして個々の生産者がそれぞれの立場に応じてそれを上手に使うって生産効率を上げていくと、そういうふうにご考えておけばよろしいということですか。

それがカキについてです。

それから、生産履歴情報の開示の問題なんですが、私がちょっと1つ例を挙げて、生まれも育ちも厚岸と申し上げたものだから、すっかりカキのシングルシードの話、これがまさにトレーサビリティであるというふうに聞こえるような話なんですが、厚岸町のカキ生産形態はシングルシードだけではないですよ。そして、そのことに関しては、それぞれにいい点もあるし難しい点もあるというようなお話は、前の議会でも説明を受けています。ですから、もうちょっと広げて水産物に関してということなんでしょうけれども、今、具体的に、たくさんある中の1つだけ取り上げて、これがトレーサビリティなんです、生産履歴情報開示なんですよという話をする時期なのかどうかということなんです。もうちょっと基本的な部分をきちんと押えて、そして町の担当者だけではなくて、もちろん漁協のそういう人たちも、それから一番大事なのは、一人一人の漁業生産者がこれをうまく利用することによって、生産物の信頼を消費者に受けて、早く言うと高く売れるんだと、差別化ができるんだというようなものに持っていければ一番いいですよ。そのあたりのお考えがどうなんですかということを知っているんですから、その点をもう一度お答えいただきたい。

北洋鮭鱒に関しては、こういう話があるんですよというところで終わっているんですが、効果がどの程度だというような話は今ちょっとこっちへ置いて、少しでもできることはやらなければならないという意味で、安定操業の確保について国も一肌も二肌も脱いでくれということについては、強く町としては働きかけるんだという答弁であったと受けとっていいですね。

それからもう一つ、セーフティーネットと、何か外国語を使われると何かわかったような気になるんだけど、さっぱりわからないんですよ。セーフティーネットというのはたしか綱渡りをやる時、下に敷いてあるあの網のことではないですか。そういうふうに考えていくと、この業種はもうだめだ、仕事はできなくなってしまうと、だけれども激震が起こるといって大変だから、ふわっと受けてあげましょうと、あきらめなさいというような意味ですか、これは。その点、ここのところをもう一度説明をいただきたい。

たばこに関しましては、私も余り余計なことと言ってしまったかなと、ちょっと長くとり過ぎたと思うので簡単に言いますが、やはりいろいろ個々具体的に体に悪

いという話のデータを出せば、幾らでもあるわけです。それから、自治体の経済に及ぼす悪影響があると、マイナス影響の方が多いんだということも、出せば幾らでもあるんです。そういうようなものを全部含めた上でなおかつ、もう60過ぎた人がたばこをやめたからといって、今から急に健康になって長生きするわけでもないようです。もう十分に蓄積してますから。だから一番よくないのは胎児、それからいわゆる未成年者、このところにはやはり一番影響が来ますよね。だから、それをきちんと抑えていかなければならないということが大事だと思うんです。そのために、いわば次世代に何を残すかというところを考えていったときに、おれの体はおれが勝手にするんだということだけでは済まなくなってしまうと。それが教職員の喫煙であり、あるいは社会的責任ということもきちんと考えなければならない人の喫煙行動だという意味において、道徳律と結びつくと、そういう話なんで、この点についてはやはりきちんとお答えをいただきたい。

それから、敷地内禁煙、施設内禁煙ということをするために、禁煙がそもそもの目標なのか、節度ある喫煙が目標なのかと言っているんで、今どうするかという話ではないんです。今どうするかというのは手段です。しかし、最終目標はどこに置いているんだということをお聞きしているわけですから、もう一度、この「みんなすこやか厚岸21」の基本的な考え方をお聞かせいただきたいんです。文面を読むと両方書いてあるからどっちともとれないというような話では、うまくないのではないかと思いますよね。

それで、もう一度言いますが、病院ですとか、あるいは教育関係の施設ですとか、そういう子供が多く出入りする場所、それから今回、ちょっと町長の答弁の中にはなかったけれども、教育委員会所管だからなのかもしれないけれども、本の森厚岸情報館が一番最初に施設内全面禁煙を打ち出しましたよね。ただ、この前、情報館で会議があったとき行って来たんですが、休み時間や終わったときに玄関のところにたくさん町内外の偉い人たちが集まってきて、そこでぷかぷか吸っているんです、玄関の外側でね。そのこのところをすり抜けて、子供が出入りしているんです。やはりいいことではないですよ。敷地内禁煙というのは、やはり範をもって示すというときには、どうしても必要な手段ではないかというふうに思うんです。施設内禁煙というのは言うならば分煙の一種です。そういう点でいかがですかということです。

それから、SARSに関しましては、今お話を聞きまして、そういう私がある程

度問題点を申し上げたことを十分意識しながら、前へ進んでいこうとしているということがわかりましたので、どうかよろしくお願ひしたい。ただ、これもまた一つ取り上げておきたいんですが、どうもこういう問題のときに感じるのは、保健所、それから国、そういうところがどうも今回のSARSの問題に関しては後手に回っているような気がするんです。そのために、いわゆる先端にある自治体としては、非常に苦勞しているんじゃないかという気がするわけです。であるならば、やはりこちらできちんとした厚岸町における問題を具体的に出しながら、保健所やそういう関係機関にぶつかっていくという姿勢も、非常に必要なのではないかというふうに思われます。

なお、SARS患者が出たときの技術的な問題とか言い出すといろいろありますけれども、それは今ここで言ってもしょうがないので、それはやめますけれども、そういう基本的な部分をやはり明確にしながら、最終的には、これは結局、自治体の独立性の問題と絡むと思うんです。それは、SARS患者なんかが出た場合には直接、町民の命に、健康にもろに関与する、関係する問題ですね。そのときに、やはり厚岸町民の命や健康を守る最終責任者というのは厚岸町のわけですから、突き詰めて言えば、厚岸町民の命を守るために厚岸町という組織があるわけですから、その観点からどうするのかということを考えていったときに、国の方がどうもぱっとしないから、道がぱっとしないから、それでできないんだということは言えないわけです。その点でやはり積極的にきちんとした、早め早めの手を打っていただきたい。

新聞報道などを見ると、あっちこっちの自治体で既にSARS対策のいろいろな基準をつくったり、対策委員会として、いわば特別対策本部のようなものを既に設置したりして、その地域に今SARSが出てきているわけではないんですけれども、やっているところも道内にも出てきているようです。新聞報道ですから実態がどの程度のものかはわかりませんが、そういうものもありますので、これはやはり厚岸町の自主独立性が問われる問題にも絡みかねませんので、どうかよろしくお願ひしたいと、そういうことです。

以上で終わります。

議 長
町 長

町長。

数多くの再々質問がございましたが、私からはトレーサビリティについてお答え

をさせていただきたいと思います。やはり基幹産業が漁業であります厚岸町、極めて重要な課題でございます。先ほど来からご答弁いたしておりますとおり、安全で安心な産物をつくる、これは当然のことであります。これは、先ほどからカキの問題が主体になっておりますが、既に近くでは斜里の漁業協同組合においても、秋ザケを対象にトレーサビリティを漁組として総会において決定をいたしております。そういう面におきましては、私といたしましては、漁組初め関係者とも十分に協議を重ねて、この厚岸町として、また漁組としてトレーサビリティをどうするか、今後とも大きな課題として速やかに検討させていただきたい、かように考えます。

さらにはまた、病院の関係、学校の関係で禁煙の問題がございました。本来でありますと全面的な禁煙をすべき場所であろうと、健康増進法に基づいて私はそのように考えわけであります。しかしながら、やはり健康というものは他人に言われてつくるものではありません。やはり自分の体は、自分の健康は自分で守ることが、私は原点であると思っておるわけであります。そういう意味におきまして、今回の法律も受動喫煙を主体にいたしておるわけでございます。そういう面を考えますならば、私は、全面禁煙をすることによって喫煙率、さらにはまた喫煙量も大きく減少するであろうと、そのように認識いたしております。そういう方向で今後進めてまいりたい、かように思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

さらにはまた、SARSの問題でございます。世界的にも、おかげさまで沈静化、終息の流れにあるわけであります。しかしながら、SARSは冬期間にまた再流行する可能性があるという報道もございます。SARS問題は厚岸町だけで解決できない問題であります。これはご承知のことと思うわけであります。しかしながら、お話しありましたとおり、町民の生命を守る極めて重要な対策を講じていかなければならないことでもございます。そういう意味におきましても、今後ともSARS対策については、保健所を初め各関係機関と十分に協議しながら厚岸町としても対策を講じてまいりたい、かように考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

その他の問題については、それぞれ課長から答弁させますので、よろしく願いしたいと存じます。

議 長
水産課長

水産課長。

3回目の答弁にお答えをしたいと思います。

最初に、データの証明の関係でございます。確かにおっしゃるとおり、方法、精

度が違いまして単純比較できないわけでありまして、今回の資料作成に当たっては、湖内での調査結果についてお示しをしたいなと思っていただいていたわけでありまして、あいにくと湖内調査については、14年分が機械の調子が悪いということで、一部欠測していた事実がわかりまして、やむなく臨海実験所の資料を使わせていただいたわけでございます。

それから、総生産量の関係でありますけれども、湖内の総生産量については、今後漁協とともに把握に努めたいと考えてございます。

次に、町の役割でございますが、役割分担の関係でありますけれども、町は、漁業生産の基盤整備あるいは環境整備、情報把握に努めまして、漁業者につきましては、みずからの経済行為としてしっかりと資源管理、養殖技術の向上に努めていただきたいというふうに考えてございます。

それから、サケ・マスの関係でございますけれども、先ほどの中小企業対策向けの関係でありますけれども、売上げが減少した中小企業者に対しまして運転資金円滑化資金を貸し付けるという内容でございます。概要でございますけれども、貸付対象者につきましては、最近3カ月または6カ月間、急激な環境変化と認められる場合は1カ月間という限定つきで、売上高が前年対比5%以上の減少をされた中小企業者に対しまして、中小企業金融公庫等、融資限度額を設定して5年以内、特に必要と認められる場合は7年以内の貸付期間をもちまして、貸付金利が基準金利プラス0.05%という運転資金円滑化資金の貸し付けを行うという内容でございます。

セーフティーネットの意味でございますけれども、その制度に合致するかどうか、今、中小企業庁の方に問い合わせ中でございます。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 たばこの関係ですけれども、「みんなすこやか厚岸21」における最終目標は禁煙ということでございますので、ご理解をお願いします。

議長 教育長。

教育長 学校施設における禁煙の問題でございますけれども、先ほどもお話ししたとおり、子供たちの喫煙習慣、もちろん悪い生活習慣をつけないということが、これから将来を担う子供たちが一生を送っていく上で最も大切であると、それを担う教職員の人たちが職場の中でたばこを吸っているのはいかがなものかという観点で、今、各学校にお話をさせていただいているということでございます。ぜひそちらの方向で、

子供たちの前からたばこの煙が少なくなるような環境をつくっていけるように、学校とも話し合ってまいりたいと、かように考えております。

議 長

水産課長。

水産課長

補足します。

先ほどのセーフティーネットの関係でありますけれども、中小企業信用保険法第2条第3項第2号によりまして、これは事業活動の制限というふうになってはいますが、いわゆるセーフティーネット保証の適用ができるかどうかにつきまして、中小企業庁の方で現在実態調査等で把握に努めているという内容でございます。

以上でございます。

(「答弁漏れが1つある。水産課、安定操業について国へ働きかけるのか」の声あり)

議 長

水産課長。

(「それ町長じゃないの。課長が、私が国へ働きかけますという形じゃないでしょう」の声あり)

議 長

町長。

町 長

私からお答えをさせていただきたいと思います。

サケ・マス対ロシアとの交渉は民間交渉であります。しかしながら、先般も漁業協同組合長とも協議を重ねておりますが、その実態把握の中で、行政として支援協力する点があったならば、漁組として申し出ていただきたい。その中で、こういう事態になったことは大変であると、厳しいと、将来を考えますならば行政としても、厚岸町のみならず釧路、根室、厚岸、3地域挙げて国にも強く、またもちろん道にも強く、来年に向かっての要請をお願いしたい。

さらにはまた、先ほどもセーフティーネットの関係で水産課長からご答弁ございましたけれども、ただいま調査中であります。これについては、漁業者のみならず、ご質問がございました厚岸町の商店の個々の状況を今調査中であります。間もなくその結果がまとまりますので、厚岸町といたしましては、その結果をまた踏まえて、中小企業対策として国に強く要請してまいりたい、かように考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

議 長

以上で室崎議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

再開は3時50分といたします。

休憩時刻 15時20分

議長

本会議を再開いたします。

再開時刻 15時50分

一般質問を続けます。

6番、佐藤議員の一般質問を行います。

6番、佐藤議員。

6番

第2回の定例会に当たりまして、私は、さきにご通告を申し上げました3項目につきまして、町長のお考えをお伺いしたいと思うのであります。

質問に先立ちまして、私は先般執行されました本議会議員選挙におきまして、大きな、そして重い責任をいただきました。改めて町民の熱い思いを胸に、誠実に議会活動に努めてまいりたいと考えております。議員各位並びに町長を初めとする幹部職員の皆様におかれましても、引き続きご指導とご鞭撻を賜りますよう、本席からお願いを申し上げたいと思います。

質問の1点目であります。町民との協働によるまちづくりであります。

私は、前回の一般質問で、21世紀を迎え世の中は混沌としていると申し上げました。地方行政も多くの諸課題が山積をいたしております。特に、近年は町村の財政状況の悪化が加速し、地方行政のあらゆる分野で町民との協働の重要性が叫ばれております。もちろん厚岸町という地域社会を支えているのは、町民一人一人であるということは言うまでもありません。平成15年度の町政執行方針の中でも、国からの財源交付の多くを期待できない状況では、ますます町民との協働が大きな課題との認識から、厚岸町のまちづくりを進める上で、より強固な行政と町民との協働関係を築くことが重要との方針が示されたものと考えております。また、そのことは単に行政経費の削減の一環にとどまらず、スリムな行政への住民自治のあり方や公共サービスの質の見直しなど、行政改革へと発展していくものと考えられます。

町政執行方針には、町民との協働によるまちづくりについては、時代の変化と町民ニーズに応じた効率的で、しかも効果的な行政組織体制と、町職員の意識改革や資質の向上が急務と認識が述べられており、今後当面どのような分野で町民との協働を推進し、または期待をするのか、初めにお伺いをいたしたいと思います。

次に、町民との協働を実践するということは、当然のことながら町民みずから自分たちでできることは自分たちです、そういう責任を伴うものであります、す

べて行政任せの結果が行政の肥大化を招き、そのことが協働という考え方の背景の一つと考えます。そこで、協働のパートナーとしての自治会の役割が非常に不可欠と思いますが、現在一般的には、自治会は葬儀のお手伝いや、あるいは町の下請的事業が多く、そのため自治会活動に参画する人が偏り、活動が停滞ぎみと言われております。

しかしながら、厚岸町以外でも地域によっては、高齢者福祉や地域の課題を解決している自治会も見受けられます。協働のパートナーとしての自治会の役割は、今後ますます重要と思われれます。住民自治が機能する自治会活動のあり方と行政のかかわり方についても、この機会にお伺いをいたしたいと思うのであります。

先般、標津町の地域福祉ネットワークの取り組みが道新で紹介されました。十分ご承知のことかと思えます。地域コミュニティの重要性を再確認する記事であり、また一つの町民との協働の一例でもありました。標津町の取り組む地域福祉ネットワークは、町内会単位でひとり暮らしや夫婦だけで暮らすお年寄りを支える活動であり、その内容は、福祉協力員を中心に冬期間の除雪、ひとり暮らしの世帯の声かけ、病院への通院あるいは買い物などの送迎、実に介護保険等ではカバーできないものであります。

町長が言う町民との協働によるまちづくりは、もちろん行政が一方的に住民に押しつけることで成り立つものではありませんが、パートナーの一つである町内自治会の自主的活動の支援はもとより、今後ますます厳しさを増す一方の行政運営を町民とともに進める立場から、財政問題ばかりでなくあらゆる行政情報を住民に提供し、そのことにより住民みずからの意思で自分たちでできることは自分たちであるという住民自治が機能し、さまざまな分野で行政と町民が、町長の言う協働を共通認識とする住民自治の機能する方向に、進んでいかなければならない時期に来ていると思うのであります。

そこで、厚岸町では、町民との協働によるまちづくりを進めていく上で、本年または今後どのように取り組んでいくのかお伺いをするものであります。

次に、質問の2点目であります。義務教育課程における不登校の問題であります。

いわゆる学校に行かない子、あるいは行けない子を含めて、不登校と一般的に言われておりますが、旧文部省が出した1992年の不登校に関する報告書以来11年後の今日、小・中学生の不登校は倍増しており、いまや放っておくだけで状況は改善さ

れないと、先般の文部科学省の不登校問題に関する研究会議が発表いたしております。

当然のことながら厚岸町におきましても、現実には不登校の問題が存在をしているのではないかと思います。その原因は、個々の生徒・児童等により心の問題やあるいは学校でのいじめの問題、勉強についていけない、さまざまであると思われまますが、厚岸町において不登校の実態は現在どのようになっているのか、また不登校に対する対応はどのように取り組まれてきたのか、まずお聞きをいたしたいと思っております。

教育長は、平成15年度の教育行政執行方針の中で、直接、不登校という表現ではありませんが、豊かな心の育成や豊かな心をはぐくむ教育の中で、家庭や地域がそれぞれの教育機能を発揮し、児童・生徒一人一人に応じた適切な指導が行われるよう生徒指導担当教員やスクールカウンセラー、あるいは心の教室相談員制度の相談活動の充実を図ると示しております。不登校の問題にも配慮された表現と理解をいたしておりますが、しかしながら、現実の問題として不登校児童・生徒がすべて学校に戻らないとすれば、現状を認めた上でどう対応するのかということになるのではないかと思います。私も、本来であれば教育環境の整った正規の学校で、心身ともに学ぶことがベターと考えますが、多様な選択肢や学習の場を提供することも今後は必要になってくるのではないのでしょうか。

2001年度において30日以上学校を休んだ不登校の小中学生は、全国で13万 9,000人に及び、過去最多を更新中とあります。そこで、不登校を現実の問題としてとらえ、教育経験者等と連携をし、他市町村のように、いわゆる青空教室やフリースクールなどのような試みや支援対策が、将来必要となってくるのではないかと考えますが、教育委員会としてのご見解をお伺いしたいのであります。

次に、3点目の最後の質問であります。厚岸町では、ごみの減量と資源のむだ遣いをなくすため、買い物の際のレジ袋を使わずマイバッグの普及を図るため、平成14年度でモニター事業を実施いたしております。その結果につきましては、後日、新聞等で拝見をいたしました。その後買い物袋持参運動としての取り組みが見えないわけではあります。現在どのようになっているのか、まず最初にお伺いをいたします。

一般家庭から排出をされますごみの減量については、家庭に将来ごみとなる材質

を持ち込まないことであり、毎日の買い物の際に渡されるレジ袋や商品包装のための発泡トレイ等は目に見え、一人一人の協力で即実現可能なごみ減量対策としてモニター事業が行われたものと考えます。問題は、この事業が一過性のものではなく、先ほど申しあげました住民との協働のまちづくりの一つとして、買い物の際には当たり前のように、マイバッグを持参するという事にならなければいけないと考えております。

そこで、ごみの減量化により行政コストの低減につながるということのみではなく、行政と消費者である町民、そして大型量販店等のお店が三者三方得となるような取り組みを進めることによって、その効果が上がるものと考えます。具体的には、マイバッグ等の普及により、行政はその処理コストが低減をされます。量販店等の店ではレジ袋購入の経費が削減をされます。そこで、一番大事なマイバッグを使用させていただき消費者である町民のメリットであります。そこで、レジ袋購入の経費が削減されるお店の協力をいただき、削減されたレジ袋購入のための費用の一部を消費者に還元する等の方法により、より一層買い物袋持参運動によるごみの減量化が継続的に、しかも効率的になるものと考えますが、今後どのように取り組まれるのか、町長のお考えをお伺いいたしたいと思うのであります。

以上、最初の質問とさせていただきます。

議 長
町 長

町長。

6番、佐藤議員の質問にお答えをいたします。

1点目の町民との協働によるまちづくりについてのうち、まず、近年、町村の財政状況の悪化から行政のあらゆる分野で町民との協働の重要性が言われており、本年度の町政執行方針でも示されておりますが、町は今後、当面どのような分野で町民との協働を進め、または期待をするのかというお尋ねであります。厚岸町では、これまで産業団体などの公益的団体や自治会などの地縁による団体と密接な連携を図りながら町政を進めてまいりました。また、計画策定や政策立案段階では、有識者による審議会や委員会など、諮問という手法により町民の意見が行政に広く反映されるよう努めてきたところであります。

しかし、近年、社会経済情勢の変化により生活様式や価値観が多様化する中で、本町も例外ではなく、経済活動の停滞と雇用の場の減少、急速な少子・高齢社会の到来などの情勢変化に伴い、行政課題や町民ニーズも多様化、複雑化する一方であ

ります。さらに町財政は、国と地方の財源調整の見直しを初めとする地方交付税の大幅な減額により危機的状況に陥り、町民要望を行政がコントロールするやり方では対応し切れない状況になっており、制度や仕組みの見直しを迫られております。

私が提唱して実現した厚岸町経営改革推進委員会は、町民みずからの意思による参画で、民間の経営感覚や町民の立場から行政運営を検証し、改革の提言等をいただいております。行政内部では長年の慣習から問題意識を持たない課題も浮かび上がるなど、就任以来言い続けております職員の意識改革にもつながっております。

こうした取り組みは、協働の關係の第一歩ということもできますが、従来の住民参加という概念と明確に区別しているわけではありません。協働の關係というのは、その課題解決に責任を持つ主体が、行政も含めて複雑で複数あり、合意の上で一つの意味決定をしていく、意思決定の実現に向かってみんなが協力し、仕事や機能を分担していく、やれることは自分で責任を持ってやっていく、そして全体として統一されたものにしていく、こういった手法が本当の意味での協働だと考えております。当面、中心市街地の活性化という課題を実現するために、商店街、消費者、生活者、行政という主体に、調整役あるいは将来の運営団体を展望した新たな団体も加えて、協働の關係を構築したいと考えているところであります。

次に、協働のパートナーとしての自治会の役割は今後非常に重要だと思われるが、住民自治が機能する自治会活動のあり方と行政のかかわり方というご質問についてであります。

協働のまちづくりを進める上で、ご質問にありますように、自治会の役割に期待するところが大きいわけではありますが、現在の自治会と行政の關係は、自治会は地域課題の実現を行政に要望し、行政は予算や種々の条件でコントロールしながら決定するという、従来型の住民参加の手法が一般的であります。しかし、一部ではあります。町の地域防災計画に響応して災害弱者の避難誘導體制を自主的に検討するなどの取り組みも見られ、自治会と行政の協働の關係に発展させることのできる分野としてヒントを与えていております。これを町内全体の取り組みとして協働の關係に高めるためには、双方に意識改革が求められますし、実効の上がる仕組みも検討されなければなりません。この仕組みについては、今のところどの自治体も試行錯誤の段階にあります。できるところから自治会と協働の關係を育てる努力をしてまいりたいと考えております。

次に、厚岸町では町民との協働によるまちづくりを進めていく上で、本年または今後どのように取り組んでいくのかというご質問ですが、協働の関係を構築するための仕組みや方法はさまざまであり、画一的なものはありません。中心市街地活性化の取り組みで協働の関係を築きたいということは、前段でも申し上げましたが、そのほかの取り組みも進んでおります。今、町民の手づくりで花火大会を復活させようという動きがあります。今までの花火大会は、圧倒的多くの町民は見物するだけで、行政が事前準備、当日の運営の中心を担っていたわけですが、仮に町民手づくりの花火大会が実現すれば、その主体は町民になります。種々の手続や関係機関との交渉は行政の支援も必要となりますので、もう一つの主体として加わることで協働の関係が成立することになります。

このように、行政課題や地域課題の解決に当たり、常に協働の関係によるまちづくりを意識し、実際の経験を積み重ねる中で優れた仕組みも生まれてくるものと考えております。協働の関係というのは、地方自治体の意思決定のあり方、あるいは事務事業の遂行のあり方として、今後広く取り入れていく必要がありますので、その仕組みづくりの研究を重ねるとともに、町民にもまちづくりシンポジウムなどで協働のまちづくりを考えていただく機会を提供するなどしてまいりたいと考えているところであります。

2点目の義務教育課程における不登校対策については、教育長より答弁があります。

3点目の買い物袋、マイバッグ持参運動によるごみ減量化作戦についてのうち、まず、町は昨年マイバッグの普及を図るためモニター事業を実施したが、その後の取り組みはどのようになっているのかとのことですが、私たちを取り巻く環境問題は、ごく身近なものから地球規模に及ぶまでさまざまであり、私たちの日常生活や事業活動に深くかかわっています。このような問題に対処するためには、私たちの大量消費や大量破棄というライフスタイルを環境重視型に変えていく必要があり、そのためには、私たち一人一人の環境保全のための努力と個人の自覚が必要不可欠であります。

このような認識のもと、身近なところから環境保全に取り組むための普及啓発事業の一つとして、平成14年度に買い物時にマイエコバッグを持参することでレジ袋や紙袋の受け取りを減らし、レジ袋が減ることによるごみ減量の啓発にもつなげる

というマイエコバッグモニター事業を実施しました。

この内容は、町内の 150世帯にマイエコバッグとして大小2種類の買い物袋を配付し、実際に使用していただいてアンケートにお答えいただくというものでした。結果として 127世帯からアンケートの回答をいただきましたが、このうちモニター事業の以前から買い物の際に、いつもまたは時々買い物袋を持参していたと回答された世帯が46世帯あり、これはアンケート回答者全体の約36%に当たります。そして、モニター事業でマイエコバッグが配付された後、これを毎回または時々利用したと回答された世帯が93世帯となっており、これは全体の約73%に当たります。このことからモニター事業参加世帯においては、マイエコバッグの配付により毎回または時々買い物袋を持参する世帯の割合が36%から73%と、およそ2倍になったと考えますと、マイエコバッグの配付は、消費者の方々に買い物袋を持参していただくための動機づけ、きっかけづくりとしては有効であったと判断しております。

しかしながら、127世帯中34世帯、全体の約27%は、配付されたマイエコバッグを余りまたは全く使用しなかったとも回答をいただいておりますが、今回このモニター事業に参加いただいた世帯は、公募に応募いただいた世帯と消費者協会の会員で、ごみの減量や省資源化などの環境問題について比較的関心のある方が多数を占めるものと考えられ、このような方々にあっても27%、4分の1以上がマイエコバッグを使用しなかったという結果になりました。

マイエコバッグを使用した方々からは、レジ袋より丈夫である、レジかごから袋に入れる手間が省けた、収納力があって使いやすい、自動車を利用した買い物にはいいが、歩いて運ぶには大変だなどの意見が寄せられました。使用しなかった方々からは、マイエコバッグを持参するのが面倒だった、色、形が気に入らなかった、レジ袋を家庭でのごみ袋として使用しているなどの意見が寄せられました。

また、販売店40店にもアンケート調査をさせていただき、回答は15店でしたが、うち14店が、消費者がマイエコバッグを使用することを歓迎すると答えていますし、過剰な包装を簡素化できるという意見もいただいています。

この調査から見えてくるのは、マイエコバッグを使用することが消費者や販売店、いずれからもおおむね歓迎されているということです。したがって、レジ袋を減らし、ごみの減量化を進めるため、マイエコバッグに限らず家庭にある買い物袋の持参を一層促進し、環境問題に関する意識の普及啓発に加え、消費者の方々や販

売店側にとって直接的な還元や利点があるような仕組みが必要であり、現在、釧路市では消費者協会、標茶町では商工会の事業として行われていますので、その仕組みなどについて情報を集めているところではありますが、それらの情報をもとにマイエコバッグの普及方法などについて方策を検討したいと考えております。

次に、ごみ減量化の効果を上げるため、行政、消費者である町民、量販店等のお店が三者三方得となるような対策が考えられないかとのことですが、消費者の方々にとって直接的な還元ということで、大手のスーパーなどでは、買い物の際にレジ袋の受け取りを辞退した方にスタンプなどによりポイントを発行し、それを集めると一定額の返金を行うというサービスを実施しているところがあります。このようなサービスは、消費者にとっては返金という形で直接的に還元され、販売店側にとってもレジ袋の購入経費の節減や環境に配慮した経営を消費者に印象づけることによるイメージアップの効果があり、ごみの減量や省資源化という環境問題に取り組む行政にとっても利点となるものです。

このようなサービスにつきましては、既に町内の一部量販店でも実施されているところですが、より大きな効果を上げるためには、さらに多くの販売店で同様な取り組みが行われることが必要で、町全体で共通する制度をつくることなどが有効と考えられます。しかし、実際にこのような取り組みを実施するには、まずだれが実施主体となり、どのように経費を負担するか、そしてこの制度でどれくらいのごみの減量や省資源化が図られるかなど、さらに整理検討しなければならない問題も多く残されております。このようなことから、消費者にあつては直接還元、販売店にあつては経費の節減、行政にあつてはごみの減量という三者三方得となるような制度の導入可能性について、消費者の方々に加え販売店の方々とも十分に協議しながら検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議 長
教 育 長

教育長。

私からは質問事項2番目、義務教育課程における不登校対策についてお答えいたします。

不登校児童・生徒数は増加の一途をたどり、平成13年度、全国で過去最多の約14万人となり、大変憂慮される事態となっております。

本町におきましては、平成14年度不登校児童・生徒が8名を数え、大きな教育課

題の一つとなっております。不登校の対応でございますが、該当する学校におきましては、不登校児童・生徒の家庭訪問等を通して生活や学習の状況を把握し、本人や保護者が必要としている支援に力を入れております。また、教育委員会といたしましても心の教室相談員やスクールカウンセラーを学校に配置し、児童・生徒のカウンセリングや教職員、保護者への専門的助言、援助に当たってまいりました。その結果、不登校児童・生徒8名のうち2名が登校できるようになっております。

今年度におきましては、現在、不登校児童・生徒が4名、不登校になるおそれがある生徒が2名という状況でございます。教育委員会といたしましては、今後とも校長のリーダーシップのもと教頭、学級担任、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、心の教室相談員等の連携を密にして、一致協力して対応に当たってまいります。また、青少年育成センター及び指導室の相談業務を充実させるとともに、学校訪問等を通して各学校に対し支援を図ってまいりたいと考えております。

次に、教育委員会が学校の余裕教室等において不登校児童・生徒の学校生活への復帰を支援する適応指導教室、いわゆる青空教室の設置についてでございますが、鉧路管内におきましては鉧路市に設置されており、昨年度は不登校児童・生徒数約105名中16名が通級し、相当の効果を上げております。本町におきましては、現在4名の児童・生徒や保護者の実態を考えますと、仮に適応指導教室を設置いたしましても通級できる可能性は低く、現状では設置の検討はいたしておりません。

また、フリースクールにつきましては、民間が運営する教室でございますが、協力いただける方を得られ、不登校児童・生徒がそこに通える状況にある場合には、積極的に対応してまいりたいというふうに考えております。

不登校の問題は、何よりも未然防止が大切であると考えます。児童・生徒が不登校にならないように、発達段階に応じたきめ細かな配慮を行うなど、魅力ある、よりよい学校づくりに一層力を入れてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

6番、佐藤議員。

最初の町民との協働によるまちづくりということでありますけれども、先ほど1回目の質問で、隣の管内の標津町の協働によるまちづくりの一つの例ということで、

議長
6番

5月に新聞に出ましたのでご承知と承知と思いますが、実はその前の1月に、私もたった1人のおばが標津に住んでおられて、1月に旦那に先立たれて、70過ぎたものですから町内会のお世話になってすべて終わらせて、大変お世話になったものですから、その町内会の会長さんにお礼に参りました。それで、私もたった1人のおばでありますし、本人も大きな病気をしている関係から、何とか私の目の届く範囲に連れてきたいなということでお話をしていたわけでありまして、その際に、ごあいさつに行ったその町内会長さんが、私がいろいろ申し上げる前に、実はということで、町内会長さんがこんなお話をいたしました。

年齢が70を超えて町営住宅にひとり暮らしだということで、これから何かと大変だろうということで、私も厚岸に住んでいるものですからそんな気遣いもあってか、その町内会長さんは、町内会の活動についていろいろお話をいただきました。私は厚岸に連れてきたいという気持ちもあったものですから、どういってお話をされるのかなということでお聞きをしておりました。私が先ほど申し上げましたとおり、例えば冬になりますと1人で除雪ができません。私どもの自治会はきちっと除雪をする体制に町内会となっております。それから月に1回、実は病院に通っているわけでありまして、当然、予約で翌月の病院の診療日程というのはわかるわけでありまして、そのことも事前に町内会にご連絡をいただければ、役場を定年になった方もいるし、あるいはそれ以外の方でも年金で健康で生活している自治会の役員や会員の方もいる、そんなことで釧路の病院にもきちっとお連れを申し上げます。そんなこんなで何とかこれからも標津町に住んでいただきたいと、そんなお話を、町長もなかなか行ったことないと思いますけれども、その標津の私のおばが住んでいる町内会長さんが私に話されました。

それも行政が、先ほど言ったように、押しつけてそういうことをしなさいということで、恐らく取り組んだことではないのではないのかなと、これもやはりみずからの意思で活動するという自治会の町民の気持ち、そういうふうにするわけですから、行政と町民が共通した認識が持てるように、あらゆる機会を通じて行政情報を出していく、あるいはまちづくり懇談会等で行政の課題や、それから自治会や住民や町民にこれはやっていただきたいとかというものを、やはりきちっと話を申し上げて理解をいただくということではないのかなというふうに思います。

したがって、その標津町の現状というものを、例えば人口が年々減少するだとか、

そういう標津町の現状というものを町民自身が認識した上での、やはりそういう活動、行動ではないのかなというふうに、その町内会長さんのお話を聞いて帰ってきて、ここまで出た、連れてすぐ厚岸に戻りたいなんていう言葉が引っ込んでしましまして、ちょっと健康の状況を見ながらということで、そのお話を聞いたところがあります。

そんなことで、例えばそのこと一つ例にとって申し上げれば、そういうことのいろんな積み重ねが、やはり町長の言う、財政の問題ばかりでなくて、協働のまちづくりというもの、広がっていくのではないのかなと、そういう取り組みといいますか、計画といいますか、そういうものをぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

したがって、これ全国的に見るといろんな何かそういう部分があるんですね。例えば東京の荒川の住民レスキュー隊というのは、荒川区で90隊ぐらい編成されておりました、向こう三軒両隣、災害があつたら、いないところは子供、老人をその地域住民がおんぶして避難をするんだそうです。荒川区でおんぶ作戦と、こう言っているんだそうですね。これもやはり一つの例ではないのかなと。それから、先ほど町長が言いました災害ボランティアの関係なんかも、静岡なんかでも災害が起きたときに行政の機関が駆けつけるというのはやはり時間がかかる、そんなことで向こう三軒、先ほどの両隣の話ではありませんけれども、そこに住んでいる住民が一番早いということで、そういうボランティアの活動もあるようでございます。

そんなことで、先ほど申し上げましたとおり、そういう一つ一つの積み重ねで、やはり協働のまちづくりというのが成っていくとすれば、やはりきちっとそういう共通した認識、住民も行政も共通した認識で、厚岸町の現状をきちっと考えた中で行動する、住民も活動していけるような取り組みをぜひひとつとしていただきたい。私どもも町民の一人として、そういう心がけで活動していきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、義務教育の不登校の関係でありますけれども、厚岸町で8人が多いか少ないかということよりも、いるという現実が大変だろうと。これは、単に学校に行かない、行けないという子供自身の問題ばかりでなくて、親御さんやその学校の教育の関係者も含めて、この問題は大変重要な問題ではないのかなというふうに思います。また、さまざまな理由からそういう現実になっているということを考えれ

ば、これがという解決策というか、それをなかなか見つけ出すのも大変でしょうし、対応もこれだというものもないかもしれませんけれども、しかし、実際、現実的に不登校がいるとすれば、きちっと関係者が知恵を出し合って、やはりできれば学校に戻っていただいて、教育を受けるということが一番いいんだろうというふうに思います。

また、学校に戻してしまえばそれで問題が解決したかという、必ずしもそうではない。学校に戻ってしまうと、35分の1か2の中で、その生徒だけにかかり切っていくけないという、また通常の授業の体制に戻って、本当にその不登校から登校児に変わった生徒だけに目を行くことができるかという、必ずしもそうならないということで、これもまたなかなか難しい問題ではないのかなというふうに思います。だとすれば、現実には学校が家庭訪問をした中で、例えば今は現状では家庭教育の中で、学校に行かないわけですから自宅で学習を何とか何とかということだろうと思いますけれども、これも親御さんが1日中家にいる家庭であればいいでしょうけれども、子供だけが1人ぽつんと残るような家庭の状況の中ではそれもないでしょうから、そんなことも含めると、これからは、先ほども教育長答弁ありましたとおり、青空教室といっても、例えば学校の門を見てもう拒否してしまうという、ただ学校に行きたくないというより行こうと思って学校に行くんだけど、門を見てしまうと、もう拒否反応というか、そういう生徒もいるというふうにお聞きします。やはり今のいろんな状況を考えると、民間であれ、そういう意欲を持ってやっただけのフリースクールのようなものも、いろんな支援策もあるでしょうけれども、そういうものもきちっと、現実の問題として不登校がいるということを知りながら、支援できる体制といいますか、将来的にそういうものも考え方として必要になってくるのではないのかなと思います。

必ずしも学校だけで教育するんだということであれば、そういうところに目が行かないかもしれませんけれども、先ほどの教育長の答弁では、学校だけというふうな考え方ではないようですから、ぜひひとつ学校に行かない、あるいは行けないという子供たちのために、厚岸町独自のきちっとした対策というものをぜひお願いしたいなど、そんなふうに思います。

それから、買い物袋の持参運動の関係ですけれども、先ほど最後に町長が言いました、ある店でその買い物袋持参運動にポイントをあれして、そして最終的に返金

をするという、そこのたしかポスフルさんだと思いますけれども、今年に入ってからだと思いますけれども、私もポスターで見ました。これは特に、先ほども何か時間がかかるとか、経費をどう負担するとか、事業主体がどうだとかという答弁をされましたけれども、これはそういうことでなくて取り組めるのではないのでしょうか。ですから、今やられているお店以外の量販店に担当者がいるわけですから、行ってお願いをするといえますか、協力をいただくといえますか、そういうことで私はできることだと思います。そのことによって減量される量がどうだとかこうだとかというのは、私は、そこまで行くと何か、早急に取り組まないような観念論のように聞こえてならないんですけれども、これは特別、今、私が申し上げたことであれば、事業主体がどうだとか経費がどうだとかということではなくて、取り組める運動になるのではないかなというふうに思いますけれども、その点、改めてご答弁をいただければ幸いですというふうに思います。

議 長
町 長

町長。

私からは協働のまちづくりについてお答えをさせていただきます。

マイエコバッグにつきましては、担当課長から答弁をいたします。

私が町長になりましてから、早いもので2年になろうといたしております。その中で、現下の厚岸町のまちづくりのあり方、皆様方にも議会において私が主張いたしておりますが、やはり21世紀のより豊かな個性あるまちづくりをするのには、協働のまちづくりをしなければならぬと、そういう考えで私は今日まで行政を推進してきたつもりであります。

先ほど、標津町の町内会の会長さんのお話、さらには多くの事例の説明がございました。私も厚岸町、先ほど答弁いたしましたけれども、長年の懸案事項でありました湖南地区、松葉町通りの活性化の問題、これは10年有余ぐらいたっておるわけでありまして。しかしながら、今日になってその事業が法律等の関係においてなかなか進まないという中で、地域の若い方々は、どうしたらいいだろうかという中で、やはり地域に住む人方、特に若い方々が地元の松葉町の活性化はどうあるべきかということで、いろいろと議論を進めておったようであります。その中で、みずからのまちづくりはみずからの力でやっつけよう、そして、できないことについては行政に支援なり応援をいただこうというような新しい地域の活性化に対する形態ができたわけでありまして。私は、このような方法も一つの協働のあらわれであると喜

んでおります。

さらにはまた、花火大会におきましても、厚岸町は港祭りの一つの行事として花火大会が2年前までは行われておったわけであります。しかしながら、つい現在になりましてから、やはり厚岸町にも花火大会が欲しいなという町民の声が高まっておるわけであります。そういう中で、町民の手による花火大会を進めようということで、今準備が進められているようであります。これも一つの協働のまちづくりであると思っておるわけであります。

さらにはまた、標津町の除雪の問題がございました。私が当選をいたしまして、やはり除雪においても歩道を除雪することも考えなければならないということで、予算を含めて歩道の除雪を進めた経緯もございます。今年の冬期間においては、それは予算上において若干進めることができなかつたわけでありますが、しかしながら、そういう中で、特に商店街の方々は、冬期間の除雪については町の行う除雪時期と合わせて、やはり自分の前なり商店街を地域住民が総出で協力しながら除雪対策をしようというお話も出ております。これも一つの協働のまちづくりと思っておるわけでございます。私といたしましては、そういう今日の状況があるということは、実はこの協働のまちづくりを進めるということは、まず大事なことは町職員の意識改革でございます。そういう意味で協働に向けての町職員の意識改革というものも進めてみたわけでもございます。

さらにはまた、当然、町民に対する意識改革も重要であります。地域懇談会、15カ所で行っておりますが、その場所においても今日の厚岸町の財政事情を説明しながら、町民と協働のまちづくりをいたしたいということを強く訴えをいたしてきておるわけでもございます。

そういう意味において、私といたしましては、町民と行政とが対等の立場で責任を共有しながら目標の達成に向けて連携するまちづくり、すなわち協働のまちづくりというものをなお一層進めてまいりたい、かように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議 長
環境政策
課 長

環境政策課長。

お答えいたします。

ご質問者のおっしゃるとおり、単独の店でこれら、いわゆるポイント制のことで、すね、実施するとなると、そんな難しい問題はないのかなというふうに思っていま

す。ただ、ねらいとしては、せつかくこのような制度を導入してやろうとする場合、やはりこの制度に多くの販売店の方が参加していただいて、町内全域で広くこのような制度を考えるべきではないかというふうに考えております。

それで、単独ではなくて、町内何店も多くの店舗が集まってそういうようなことをやろうとしたときに、いろんな難しい問題があると先ほど言いましたけれども、例えば一番簡単なのはレジ袋を渡さないで済む販売店に負担してもらうことが一番適当ではないかというふうには、もちろん考えますけれども、今言いましたように、何店も集まって一緒にやろうとするときに、当然、お店によって経営の規模、それから商品の価格、あるいは形態とか、いわゆるいろんなそれぞれの店ごとに形態が変わってくるというような状況の中で、それらにかかる経費を公平に負担するためにはどうしたらいいかだとか、そういうような問題も出てくるのではないかということでございます。

したがいまして、やらない方向でということではなく、働きかけない方向でということではなくて、いわゆるそういうことも整理する中で、消費者であるとか、それから販売店の方々、それからもちろん関係団体とも十分に協議して、厚岸町において、店単独ではなくてもっと大きな広がりの中でこういう制度を導入することが可能かどうかということも含めまして、検討しなければならないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議 長
教 育 長

教育長。

私の方からは不登校の問題についてお話しさせていただきます。

先ほど佐藤議員の方からもございましたように、それぞれ理由が違って学校に登校できないという状況にあるというふうに考えております。教育委員会といたしましては、先ほどお話ありましたとおり、学校以外のところへの通学、あるいは通学区域外への転校を個々勧めることもございます。いろいろな形で子供たちが、どんな形でも現状を打破できるように力添えをしていきたいというふうな姿勢で今までも対応してまいりましたし、これからの問題につきましても、それぞれの子供たちがどういうふうな状況なのか、学校以外なら来れるのか、あるいは学校でも違う学校なら行けるのか、いろいろの場合を、それぞれ学校と協議する中で取り組んでいきたいというふうに思います。

例えば、先ほど申したとおり、釧路市の場合でも 150名中16名、約10%程度の子

供がその適応教室に通える。これは、先ほど言ったように、その子供たちにしてみると違う学校でも通えるという子供だろうと思うんですね。中にはやはり校門自体見るともうお腹が痛いという子供も実際にいらっしゃいますので、そこら辺はそれぞれの個々の対応の中から探していくしかないのかなというふうに思いますし、その中で、先ほど申したとおり、フリースクール等について可能性があれば教育委員会としても積極的に対応してまいりたいと、かように考えております。

議 長

ここで会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、佐藤議員の一般質問が全部終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

議 長

6番、佐藤議員。

6 番

すみません。

買い物袋、余り細かく親切に説明するものですから、本当は立つ予定はなかったんですが、課長、よく何かあれすると、みんながたくさん集まってできるような形とすぐ言うんだけど、それではいつになるかわからないんだわ。だから、小さい店もたくさんあるけれども、量販店と言われる店を何軒かやると全体のもう何割にも占めるわけでしょう、極端に言うと。だからその店ぐらいいは行ってできるよう、経費だとか何だとかではなくても。もし全部声かけて、どうしてこうして、何がどうだというんだったら、じゃいつやって、いつごろまでそれをやりますか。量販店がそうやって、そして町民の皆さんがマイバッグを持ってそれ以外の店に行けば、そうしたらそういったことが店にもわかっていくでしょう。そうすると広がっていくんじゃないですか。

1軒だから3軒だから、全体になるまでできないと言ったら、いつまでかかるかわからないでしょう。だから、量販店でやったら全体で出るもう8割も7割も占めるんじゃないですか。それは、すぐやれると思うんだわ。そうしてください、本当に。

だから、全体として広げることも将来的にそうだけれども、今、量販店が何店かあるわけでしょう。そこに行くのは、別に組織がどうだとか経費がどうだとかというのではなくて、個々に協力していただけるんじゃないですか。私はそう思います。私も当たってますけれどもね。それでお願いしたいと思います。

議 長

環境政策課長。

環境政策
課 長

ご質問は、できるところからやりなさいということだと思わんだけれども、私ども、運動的には全町的にというふうにもともと考えて運動をしていたことは、調査もやったことも事実ですけれども、まず、いかにやっている人が自分の周辺に、商店にとっても来るお客さんでレジ袋を断るお客さんが1人でもふえていけば、それが町内にももちろん当然広がっていきますので、今ご質問者の言われた、できるところからやれと、それが全町にさらに大きくなることを、もちろん私たちは希望しておりますけれども、そういうご質問者の質問趣旨に沿って可能なところから働きかけていきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議 長

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

延会時刻16時50分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成15年6月23日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員